

令和6年4月定例教育委員会会議

1. 日 時

令和6年4月24日（水）午前10時00分～午前11時15分

2. 場 所

河内長野市役所7階 行政委員会室

3. 出席委員

松本教育長、藤本教育長職務代理者、嘉名委員、田中委員、大矢委員

4. 4月定例教育委員会会議録署名委員

松本教育長、藤本教育長職務代理者、嘉名委員

5. 事務局出席者

尾西教育推進部長、小川生涯学習部長、生田教育推進部理事、山崎教育総務課長、篠崎学校教育課長、向井学校教育課参事、小池学校教育課参事、二井社会教育課長、濱田市民スポーツ課長、伊藤文化課長、山本図書館長、松村教育総務課長補佐、早川教育総務課主幹

6. 会議要録

開 会

松本教育長

ただいまより教育委員会会議を開催することといたします。

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、令和6年4月定例教育委員会会議を開会いたします。

(1) 前回会議録の承認

松本教育長

3月の会議録について、何かご異議、ご質問などございませんか。
特にご異議等がありませんでしたので、会議録を承認することといたします。

(2) 署名委員の指名

松本教育長

4月の会議の会議録の署名は、私のほかに藤本教育長職務代理者と嘉名委員
にお願いします。

藤本教育長職務代理者、嘉名委員

了解しました。

(3) 教育長報告

松本教育長

次に教育長報告にうつります。

令和6年3月28日から令和6年4月23日までの間の活動、主なものを申
上げます。

まず3月28日木曜日は、学校給食会理事会に出席しました。

29日金曜日は、市退職者辞令交付式、学校教職員退職・配置転換辞令
交付式に従事しました。

4月1日月曜日は、異動者辞令交付式に従事しました。市部長会に出席しま
した。

3日水曜日は、公民館館長会議に出席しました（キックス）。

4日木曜日は、市町村教育委員会教育長会議に出席しました（アウィーナ大
阪）。

7日日曜日は、岩湧山山焼きを視察しました。スポーツ推進委員委嘱状交付
式に従事しました。

8日月曜日は、南花台小中学校統合式に出席しました。臨時校長会に出席し
ました（長野小）。

10日水曜日は、市校長会に出席しました。

1 1 日木曜日は、市校長会に出席しました。人間国宝秋山信子氏お通夜式に出席しました（典礼会館）。

1 2 日金曜日は、大阪府都市教育長協議会・役員会・定例会に出席しました（アウィーナ大阪）。

1 3 日土曜日は、人事関係業務に従事しました。

1 4 日日曜日は、加賀田中学校区青少年健全育成会総会に出席しました（加賀田中）。

1 5 日月曜日は、南河内地区人事協議会・教育長協議会に出席しました（府民センター）。

1 6 日火曜日は、大阪府教科用図書選定審議会に出席しました（たかつガーデン）。三師会を訪問しました（河内長野市医師会、河内長野市歯科医師会、河内長野市薬剤師会）。文化連盟理事総会に出席しました（ラブリーホール）。

1 7 日水曜日は、市教頭会に出席しました。

1 8 日木曜日は、文化財特別公開を視察しました（観心寺・金剛寺）。

2 1 日日曜日は、青少年指導員連絡協議会総会に出席しました（キックス）。市子ども会育成連合会総会に出席しました（キックス）。

以上、教育長報告を終わります。何かご質問はございませんか。

松本教育長

よろしいでしょうか。

ではつづいて、各委員から報告事項、情報提供をお願いいたします。

松本教育長

よろしいでしょうか。

それではこれで教育委員報告を終わります。

(4) 議事（要旨）

松本教育長

それでは、本日の案件に入ります。

議案第 21 号「令和 7 年度中学校使用教科用図書の選定について」の説明をお願いします。

篠崎学校教育課長

議案第 21 号「令和 7 年度中学校使用教科用図書の選定について」ご説明いたします。議案書につきましては 3 ページから 5 ページ、議案説明資料につきましては 2 ページ、併せて、別添資料、議案第 21 号関係「令和 7 年度中学校使用教科用図書の選定について」もお願いいたします。本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 6 号に基づき、令和 7 年度本市立中学校で使用する教科用図書を採択するにあたり、河内長野市立中学校教科用図書選定委員会に対して使用する教科用図書の調査研究を行い、その選定に対して、意見をいただくため諮問するものです。別添資料 34 ページをご覧ください。別記の検定・採択の周期の記載がありますが、令和 6 年は令和 7 年度中学校使用教科用図書の選定の年となっております。1 ページが選定委員会の規程、2 ページが選定委員会の運営要領、3 ページが河内長野市立中学校教科用図書調査要領となっております。調査要領の 1 にありますとおり、本年度は中学校で使用するすべての教科 16 種目を採択することとなっております。議案書の 5 ページをご覧ください。令和 7 年度使用教科用図書選定の観点となっております。なお選定委員会からの答申を受けて 7 月下旬に臨時教育委員会会議を開催し、教科書採択を行う予定となっております。説明につきましては以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。

松本教育長

ご異議等がないようですので議案第 21 号「令和 7 年度中学校使用教科用図書の選定について」を承認いたします。

(5) 報告案件(要旨)

・報告第6号「令和6年3月31日付け人事異動について」

令和6年3月31日付け人事異動について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により教育長に代理させる旨を、令和5年11月定例教育委員会会議において議決を得て実施し、その結果について報告したものを。

・報告第7号「令和6年4月1日付け人事異動について」

令和6年4月1日付け人事異動について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により教育長に代理させる旨を、令和5年11月定例教育委員会会議において議決を得て実施し、その結果について報告したものを。

・報告第8号「令和5年度末・令和6年度当初教職員人事異動について」

令和5年度末・令和6年度当初教職員人事異動については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により教育長に代理させる旨を、令和5年11月定例教育委員会会議において議決を得て実施し、その結果について報告したものを。

・報告第9号「河内長野市立市民交流センター条例施行規則の制定について」

市立市民交流センターに関する事務が、市長から教育委員会への委任事務から教育委員会の職員による補助執行に変更されたことに伴い、市規則「河内長野市立市民交流センター条例施行規則」が新たに制定されたことを報告したものを。

・報告第10号「河内長野市立文化会館条例施行規則の制定について」

市立文化会館に関する事務が、市長から教育委員会への委任事務から教育委員会の職員による補助執行に変更されたことに伴い、市規則「河内長野市立文化会館条例施行規則」が新たに制定されたことを報告したものを。

- ・報告第 1 1 号「令和 6 年度河内長野市学校給食会事業計画及び予算について」

学校給食事業を行っている河内長野市学校給食会の令和 6 年度の事業計画及び予算について報告したもの。

- ・報告第 1 2 号「令和 6 年度公益財団法人河内長野市文化振興財団の事業計画並びに予算の報告について」

令和 6 年度公益財団法人河内長野市文化振興財団の事業計画並びに予算については、地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定に基づき、令和 6 年 6 月市議会に報告するため、本定例教育委員会議に報告したもの。

(6) その他報告（要旨）

向井学校教育課参事

- 新学校給食センター整備運営事業の公募について

山本図書館長

- 古文書講座 初歩の初歩（連続講座） ※くろまる塾認定 5月号広報掲載
- 図書館 資料展示について

閉 会

松本教育長

以上で 4 月定例教育委員会を閉会します。

令和6年5月定例教育委員会開催日程

1. 日 時

令和6年5月28日（火） 午前10時00分開催

※開始時間については、審議案件の件数により変更あり。

2. 場 所

河内長野市役所7階 行政委員会室

教育長報告（令和6年3月28日～令和6年4月23日） 別紙

- 3月28日（木） 学校給食会理事会
- 3月29日（金） 市退職者辞令交付式、学校教職員退職配置転換辞令交付式
- 4月1日（月） 異動者辞令交付式、部長会
- 4月3日（水） 公民館館長会議（キックス）
- 4月4日（木） 市町村教育委員会教育長会議（アウィーナ大阪）
- 4月7日（日） 岩湧山山焼き、スポーツ推進委員委嘱状交付式
- 4月8日（月） 南花台小中学校統合式、臨時校長会（長野小）
- 4月10日（水） 市校長会
- 4月11日（木） 市校長会、人間国宝秋山信子氏お通夜式（典礼会館）
- 4月12日（金） 大阪府都市教育長協議会・役員会・定例会（アウィーナ大阪）
- 4月13日（土） 人事関係業務従事
- 4月14日（日） 加賀田中学校区青少年健全育成会総会（加賀田中）
- 4月15日（月） 南河内地区人事協議会・教育長協議会（府民センター）
- 4月16日（火） 大阪府教科用図書選定審議会（たかつガーデン）
三師会訪問、文化連盟理事総会
- 4月17日（水） 市教頭会
- 4月18日（木） 文化財特別公開（観心寺、金剛寺）
- 4月21日（日） 青少年指導員連絡協議会総会（キックス）
市こども会育成連合会総会（キックス）

令和6年4月定例教育委員会会議

議 案 書

令和6年4月定例教育委員会会議提出議案目次

(議決案件)

- 議案第21号 令和7年度中学校使用教科用図書を選定について
(諮問)
(説明担当 学校教育課・・・p.3)

(報告案件)

- 報告第6号 令和6年3月31日付け人事異動について
(説明担当 教育総務課・・・p.6)
- 報告第7号 令和6年4月1日付け人事異動について
(説明担当 教育総務課・・・p.8)
- 報告第8号 令和5年度末・令和6年度当初教職員人事異動
について
(説明担当 学校教育課・・・p.16)
- 報告第9号 河内長野市立市民交流センター条例施行規則の
制定について
(説明担当 社会教育課・・・p.17)
- 報告第10号 河内長野市立文化会館条例施行規則の制定につ
いて
(説明担当 文化課・・・p.35)
- 報告第11号 令和6年度河内長野市学校給食会事業計画及び
予算について
(説明担当 学校教育課・・・p.38)

報告第12号

令和6年度公益財団法人河内長野市文化振興財
団の事業計画並びに予算の報告について

(説明担当 文化課・・・・・・・・p.39)

議案第 21 号

令和 7 年度中学校使用教科用図書を選定について（諮問）

令和 7 年度使用教科用図書を選定について、河内長野市立中学校教科用図書選定委員会に諮問する。

令和 6 年 4 月 24 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

河長教委学第84号

令和6年 月 日

河内長野市立中学校教科用図書選定委員会 様

河内長野市教育委員会

令和7年度使用教科用図書（中学校）の選定について（諮問）

令和7年度使用教科用図書について、河内長野市附属機関設置条例第2条第2号表中「河内長野市立中学校教科用図書選定委員会」の規定にもとづき、別紙観点をもとに調査研究を行い、その意見をいただきたく諮問します。

(別 紙)

令和7年度使用教科用図書選定の観点 (案)

教科用図書の選定に当たっては、以下の観点を基準に、各教科用図書の調査研究を行うこととする。

A 内容の程度

- (1) 思考力・判断力を育み、考えたことを表現する学習活動を展開することができる内容となっているか。
- (2) 文章の記述や分量、写真、さし絵、図表、資料などは、本市の児童・生徒の生活経験や興味、発達段階を考慮したものになっているか。

B 組織・配列

- (1) 各学年の目標や内容を踏まえて、教科等横断的な視点も含め、効果的な指導ができるよう適切に組織・配列されているか。
- (2) 本文、さし絵、写真、図表などの表現や配置は、学習を効果的に進めるものとなっているか。

C 人権の取扱い

- (1) 国際理解等を含む人権尊重の観点から、文章や写真、挿絵、図、資料などが適切に取り扱われているか。
- (2) ユニバーサルデザインに関して、適切な配慮がされているか。

D 学びの工夫

- (1) 児童・生徒の主体的・対話的で深い学びが実現するための工夫があるか。
- (2) 体験的な学習や問題解決的な学習展開など、多様な学習活動や学習方法を支援する工夫があるか。
- (3) 学習の振り返り等、知識を十分習得できるような工夫があるか。

E 補充・発展的な学習

- (1) 児童・生徒の興味関心に応じて学習を深め広げていく学びに向かう力が培われるものとなっているか。
- (2) ICT機器を有効に活用して学習を進めるための工夫があるか。

○その他、特記事項

報告第6号

令和6年3月31日付け人事異動について

令和6年3月31日付け人事異動については、次のとおり報告する。

令和6年4月24日

河内長野市教育長 松本 芳孝

令和6年3月31日付人事異動について

〈退職〉

氏名	新任	旧任
森下 悦次	(退職)	生涯学習部図書館副主査(再任用・短)
有村 訓子	(退職)	生涯学習部図書館副主査(再任用・短)

〈府籍復帰〉

氏名	新任	旧任
安田 喜孝	[大阪府教育庁] 河内長野市立 南花台小学校校長	教育推進部理事 兼 教育指導課長
川畑 知久	[大阪府教育庁] 河内長野市立 千代田中学校教頭	教育推進部教育指導課主幹 兼 人権教育指導室主幹
小林 生千代	[大阪府教育庁] 河内長野市立 天野小学校教頭	教育推進部教育指導課主幹 兼 人権教育指導室主幹

報告第7号

令和6年4月1日付け人事異動について

令和6年4月1日付け人事異動については、次のとおり報告する。

令和6年4月24日

河内長野市教育長 松本 芳孝

令和6年4月1日付人事異動について

〈転出〉

氏名	新任	旧任
西野 圭亮	こども部放課後児童課長 兼 教育推進部学校教育課参事	生涯学習部地域教育推進課長
南 加奈子	こども部放課後児童課長補佐	生涯学習部地域教育推進課長 補佐
山口 昌宏	こども部放課後児童課主幹 兼 学童保育係長	生涯学習部地域教育推進課主 幹
山口 功	総務部税務課税制係長	生涯学習部文化・スポーツ振 興課生涯学習推進係長
飯野 諒	会計課主査	教育推進部教育総務課庶務係 長
長谷川 久徳	自治安全部危機管理課副主査 (再任用・短)	生涯学習部文化・スポーツ振 興課生涯学習推進係主査 兼 三日市公民館長 (再任用・フ ル)
洞淵 臣司	こども部放課後児童課副主査	生涯学習部地域教育推進課家 庭教育推進係長
綿木 香織	こども部放課後児童課副主査 (昇任)	生涯学習部地域教育推進課
松浦 隆	環境経済部環境政策課副主査 (再任用・短)	生涯学習部文化・スポーツ振 興課生涯学習推進係主査 兼 天見公民館長 (再任用・フ ル)

〈転入〉

氏名	新任	旧任
澤 美穂	生涯学習部社会教育課長補佐	総務部契約検査課長補佐

濱 英一朗	教育推進部教育総務課主査	都市づくり部公園河川課公園係長
宮阪 晴久	生涯学習部社会教育課社会教育係主査 兼 三日市公民館長 (役職定年)	総合政策部長
玉置 悠華	生涯学習部文化課	新規採用職員
山下 千尋	生涯学習部図書館	新規採用職員

〈大阪府教育委員会より転入〉

氏名	新任	旧任
生田 真志	教育推進部理事	大阪府教育委員会
篠崎 正則	教育推進部学校教育課長 兼 人権教育指導室長	大阪府教育委員会
隅谷 達也	教育推進部学校教育課主幹 兼 人権教育指導室主幹	大阪府教育委員会
峰尾 誠一	教育推進部学校教育課主幹 兼 人権教育指導室主幹	大阪府教育委員会

〈内部異動等〉

氏名	新任	旧任
小池 恵吾	教育推進部学校教育課参事 兼 人権教育指導室参事 兼 指導係長	教育推進部教育指導課参事 兼 人権教育指導室長 兼 学校園指導係長

向井 一也	教育推進部学校教育課参事 兼 学校給食センター所長	教育推進部教育指導課参事 兼 学校給食センター所長
二井 康仁	生涯学習部社会教育課長	生涯学習部文化・スポーツ振 興課長
濱田 俊毅	生涯学習部市民スポーツ課長 (昇任)	生涯学習部文化・スポーツ振 興課主幹
伊藤 浩吉	生涯学習部文化課長	生涯学習部文化財保護課長
山本 正子	生涯学習部図書館長 (昇任)	生涯学習部図書館長補佐
早川 卓志	教育推進部教育総務課主幹 兼 庶務係長	教育推進部教育総務課主幹
大谷 秀美	教育推進部学校教育課長補佐	教育推進部教育指導課長補佐
今田 美香	教育推進部学校教育課主幹 兼 学事係長	教育推進部教育指導課主幹 兼 学事係長
須田 誠詞	教育推進部学校教育課主幹 兼 学校給食係長	教育推進部教育指導課主幹 兼 学校給食係長
森口 綱人	教育推進部学校教育課主幹 兼 人権教育指導室主幹	教育推進部教育指導課主幹 兼 人権教育指導室主幹
墨村 健志	教育推進部学校教育課主幹 兼 人権教育指導室主幹	教育推進部教育指導課主幹 兼 人権教育指導室主幹

門脇 由真	教育推進部学校教育課主幹 兼 人権教育指導室主幹	教育推進部教育指導課主幹 兼 人権教育指導室主幹
東野 友紀	教育推進部学校教育課主幹 兼 人権教育指導室主幹	教育推進部教育指導課主幹 兼 人権教育指導室主幹
片岡 淑実	教育推進部学校教育課主幹	教育推進部教育指導課主幹
東 映道	生涯学習部市民スポーツ課長 補佐	生涯学習部文化・スポーツ振 興課長補佐
福本 泰之	生涯学習部文化課長補佐	生涯学習部文化財保護課長補 佐
太田 宏明	生涯学習部文化課主幹 兼 ふ るさと歴史学習館長	生涯学習部文化財保護課主幹 兼 ふるさと歴史学習館長
森田 智之	生涯学習部図書館長補佐	生涯学習部図書館主幹 兼 企 画情報係長
武部 哲弥	教育推進部学校教育課主査	教育推進部教育指導課主査
竹本 善昭	教育推進部学校教育課主査	教育推進部教育指導課主査
花井 徹	生涯学習部社会教育課社会教 育係長	生涯学習部文化・スポーツ振 興課主査
山本 竜也	生涯学習部社会教育課青少年 育成係長	生涯学習部地域教育推進課青 少年育成係長

森 一功	生涯学習部社会教育課社会教育係主査 兼 高向公民館長 (役職定年)	生涯学習部図書館長
谷口 享平	生涯学習部市民スポーツ課スポーツ振興係長	生涯学習部文化・スポーツ振興課スポーツ振興係長
鈴木 志織	生涯学習部文化課文化財・文化係長	生涯学習部文化財保護課文化財保護活用係長
楠本 美津子	生涯学習部図書館企画情報係長	生涯学習部図書館主査
梶谷 知由	生涯学習部文化課主査	生涯学習部文化財保護課主査
西尾 亜紀	生涯学習部社会教育課主査 (昇任)	生涯学習部文化・スポーツ振興課副主査
上田 浩史	生涯学習部社会教育課社会教育係主査 兼 天野公民館長 (再任用・フル)	生涯学習部文化・スポーツ振興課生涯学習推進係主査 兼 天野公民館長 (再任用・フル)
浦 俊彦	生涯学習部社会教育課社会教育係主査 兼 市民交流センター長 (再任用・フル)	生涯学習部文化・スポーツ振興課生涯学習推進係主査 兼 市民交流センター長 (再任用・フル)
柳谷 昌伯	生涯学習部社会教育課社会教育係主査 兼 千代田公民館長 (再任用・フル)	生涯学習部文化・スポーツ振興課生涯学習推進係主査 兼 千代田公民館長 (再任用・フル)
東山 正人	生涯学習部社会教育課社会教育係主査 兼 南花台公民館長 (再任用・フル)	生涯学習部文化・スポーツ振興課生涯学習推進係主査 兼 南花台公民館長 (再任用・フル)
梅谷 武博	生涯学習部文化課文化財・文化係主査 兼 滝畑ふるさと文化財の森センター長(再任用・フル)	生涯学習部文化財保護課文化財保護活用係主査 兼 滝畑ふるさと文化財の森センター長 (再任用・フル)

西野 利彦	生涯学習部社会教育課主査 (再任用・フル)	生涯学習部文化・スポーツ振興課生涯学習推進係主査 兼 高向公民館長 (再任用・フル)
北井 佳一	生涯学習部市民スポーツ課主査 (再任用・フル)	生涯学習部文化・スポーツ振興課主査 (再任用・フル)
三木 紗英子	教育推進部学校教育課副主査 (昇任)	教育推進部教育指導課
柿沼 亘	教育推進部学校教育課副主査 (再任用・短)	教育推進部教育指導課主査 (再任用・フル)
藤林 良介	教育推進部学校教育課副主査 (再任用・短)	教育推進部教育指導課主査 (再任用・フル)
高岡 嗣郎	生涯学習部文化課副主査	生涯学習部文化財保護課副主査
島津 知子	生涯学習部文化課副主査	生涯学習部文化財保護課副主査
桑山 理沙	生涯学習部文化課副主査	生涯学習部文化財保護課副主査
林 拓洋	生涯学習部文化課副主査	生涯学習部文化財保護課副主査
四位 竜一	生涯学習部社会教育課副主査 (昇任)	生涯学習部文化・スポーツ振興課
森下 裕美	生涯学習部図書館副主査 (再任用・短)	生涯学習部図書館副主査 (再任用・短)

久保 健太	生涯学習部社会教育課	生涯学習部地域教育推進課
下元 奈祐	生涯学習部市民スポーツ課	生涯学習部文化・スポーツ振興課

報告第8号

令和5年度末・令和6年度当初教職員人事異動について

令和5年度末・令和6年度当初教職員人事異動については、別冊1のとおり報告する。

令和6年4月24日

河内長野市教育長 松本 芳孝

報告第9号

河内長野市立市民交流センター条例施行規則の制定について

河内長野市立市民交流センター条例施行規則の制定については、次のとおりです。

令和6年4月24日

河内長野市教育長 松本 芳孝

河内長野市立市民交流センター条例施行規則をここに公布する。

令和6年4月1日

河内長野市長 島田 智明

河内長野市規則第39号

河内長野市立市民交流センター条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 利用者登録（第4条～第9条）

第3章 施設の使用（第10条～第28条）

第4章 雑則（第29条～第31条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、河内長野市立市民交流センター条例（令和3年河内長野市条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（センター機能の設置）

第2条 市民交流センターに次に掲げるセンター機能を置く。

- (1) 勤労市民センター
- (2) 国際交流センター
- (3) 男女共同参画センター
- (4) 青少年センター

(申請等の受付時間)

第3条 この規則に規定する利用者登録の申請、使用許可の申請等の受付時間は、開館日の午前9時から午後9時までとする。

第2章 利用者登録

(利用者登録の資格)

第4条 河内長野市立市民交流センター施設情報システム（市民交流センターの申込状況等の情報提供及び使用等に係る事務を自動的に処理する電子計算組織をいう。以下「システム」という。）に登録することができるものは、個人にあってはその年齢が16歳以上の者とし、団体にあっては当該団体の構成員が2人以上であり、かつ、その代表者の年齢が16歳以上の者であるものとする。ただし、次に掲げるものは除く。

(1) 個人にあっては、河内長野市暴力団排除条例（平成26年河内長野市条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められるもの

(2) 団体にあっては、河内長野市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は団体の代表者若しくは役員等が同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められるもの

(利用者登録の申請等)

第5条 システムを利用しようとする者又はその団体の代表者（以下「申請者」という。）は、河内長野市立市民交流センター施設情報システム利用者登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の規定により申請するときは、自動車運転免許証、保

険証、パスポートその他申請内容を確認することができるものを提示するものとする。

(利用者登録)

第6条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、申請者が第4条に規定する利用者登録の資格を有すると認めるときは、システム利用者として利用者登録するものとする。

(登録内容の変更)

第7条 前条の規定により利用者登録をされた者（以下「登録者」という。）は、利用者登録の内容に変更があるときは、速やかに河内長野市立市民交流センター施設情報システム利用者登録変更届（様式第2号）により市長に届け出なければならない。

2 前項に規定する利用者登録の内容の変更については、第5条第2項の規定を準用する。

(利用者登録の廃止)

第8条 登録者は、利用者登録を廃止しようとするときは、河内長野市立市民交流センター施設情報システム利用者登録廃止届（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

(利用者登録の抹消)

第9条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用者登録を抹消することができる。

- (1) 死亡したとき又は失踪宣告を受けたとき。
- (2) 登録者が代表者である団体が解散したとき。
- (3) 条例及びこの規則の規定に違反したとき。

- (4) システムを不正に利用したとき。
- (5) 第4条に規定する利用者登録の資格を満たさなくなったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が利用者登録を抹消すべき事由が生じたと認めるとき。

第3章 施設の使用

(使用抽選申込み)

第10条 市民交流センターの施設（フロアのみ使用する場合のイベントホールを除く。次条及び第12条において同じ。）を使用しようとする登録者は、あらかじめ河内長野市立市民交流センター使用抽選申込書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、登録者は、システムにより使用抽選申込みをすることができるものとする。

3 前2項の規定による申込みは、次の各号に掲げる市民交流センターの施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月（以下「受付開始月」という。）の初日から10日までの期間に行わなければならない。

(1) イベントホール及びこれと同時に使用する施設 使用日の属する月の6箇月前の月

(2) 前号に掲げるものを除く施設 使用日の属する月の3箇月前の月

4 市長は、受付開始月の初日から10日までの期間に受け付けた抽選申込みのうち、同月11日にシステムによる抽選により、優先的に施設の使用の許可の申請ができるもの（以下「優先者」という。）を決定するものとする。

5 第1項の規定により抽選申込みをした者は、受付開始月の11日以後

に市民交流センターの窓口又はシステムにより抽選結果を確認するものとする。

6 第3項において、同項に規定する期間の開始の日又は終了の日が市民交流センターの休館日に当たるときは、それぞれ翌日以降の直近の開館日又は前日以前の直近の開館日を同項に規定する期間の開始の日又は終了の日とする。

7 第3項において、市民交流センターの施設を連続して使用するときは、その使用の最初の日を使用日とする。

(使用許可の仮申請)

第11条 施設を使用しようとする登録者は、受付開始月の11日以後にシステムにより使用の許可の仮申請をすることができるものとする。

(使用許可の申請)

第12条 条例第6条第1項の規定による使用の許可(以下「使用許可」という。)の申請は、市長に河内長野市立市民交流センター使用・変更許可申請書(様式第5号。以下「使用許可申請書」という。)の提出又は、システムに使用許可の申請をして行うものとする。ただし、第10条第4項に規定する優先的な施設の使用の許可の申請又は前条に規定する仮申請を行った場合で、2以上の使用許可の申請を行う場合は、河内長野市立市民交流センター使用・変更許可申請書(複数申請用)(様式第6号。以下「使用許可申請書(複数申請用)」という。)を市長に提出して行うことができるものとする。

2 前項に規定する申請は、次の各号に掲げる市民交流センターの施設、附属設備、器具備品等(以下「施設等」という。)の区分に応じ、受付

開始月の11日からそれぞれ当該各号に定める日までに行わなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用するときその他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) イベントホール及びこれと同時に使用する施設等 使用日の前日までの日

(2) 前号に掲げるものを除く施設等 使用日の当日までの日

3 前項の規定にかかわらず、優先者は、受付開始月の18日（この日が市民交流センターの休館日に当たるときは、前日以前の直近の開館日とする。）までに第1項に規定する申請をしなければ、抽選申込みを取り下げたものとみなす。

4 第2項の規定にかかわらず、前条の規定により仮申請をしたものは、仮申請した日から8日以内又は第2項各号に掲げる日のいずれか早い日までに第1項に規定する申請をしなければ、当該仮申請を取り下げたものとみなす。

5 第2項及び前項に規定する期間については、第10条第6項の規定を準用する。

6 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、それらの期間を変更することができる。この場合において、市長は、その旨を市民交流センターへの掲示その他の方法により原則として1箇月前までに周知するものとする。ただし、そのいとまがないときは、この限りでない。

（フロアのみ使用する場合のイベントホールの使用許可申請）

第13条 市民交流センターの施設のうち、イベントホールのフロアのみ

を使用しようとするものは、使用日の1箇月前から使用日の前日までに、利用する区分に応じ、使用の許可の申請を行うことができるものとする。

2 前項の使用の許可の申請は、使用許可申請書を市長に提出して行うものとする。

3 前2項に規定する期間については、第10条第6項の規定を準用する。

4 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、それらの期間を変更することができる。この場合において、市長は、その旨を市民交流センターでの掲示その他の方法により、原則として1箇月前までに周知するものとする。ただし、そのいとまがないときは、この限りでない。

(使用許可)

第14条 使用許可は、河内長野市立市民交流センター使用・変更許可書(様式第7号。以下「使用許可書」という。)を当該使用許可を申請した者に交付して行うものとする。ただし、使用許可申請書(複数申請用)により申請されたものに対する使用許可は、河内長野市立市民交流センター使用・変更許可書(複数申請用)(様式第8号。以下「使用許可書(複数申請用)」という。)を当該使用許可を申請した者に交付して行うものとする。

2 使用許可書又は使用許可書(複数申請用)の交付を受けた者(以下「使用者」という。)は、その使用許可書又は使用許可書(複数申請用)を滅失又はき損したときは、直ちに河内長野市立市民交流センター使用・変更許可書又は使用許可書(複数申請用)(滅失・き損)届兼再交付申請書(様式第9号)を市長に提出し、使用許可書又は使用許可書

(複数申請用)の再交付を受けなければならない。

(使用許可書の携帯及び提示)

第15条 使用者は、施設等の使用の際に使用許可書又は使用許可書(複数申請用)を携帯し、係員から請求があったときはこれを提示しなければならない。

(使用の変更の申請)

第16条 使用許可の変更の申請は、使用許可申請書又は使用許可申請書(複数申請用)を、直近の使用許可書又は使用許可書(複数申請用)を提示して市長に提出して行うものとする。

2 前項の規定による変更の申請は、その使用について変更することが決まり次第、速やかに行わなければならない。

3 変更の許可は、使用許可書又は使用許可書(複数申請用)を当該申請をした者に交付して行うものとする。

(使用の取下げの届出)

第17条 使用者が使用許可を取り下げるときは、河内長野市立市民交流センター使用許可取下げ届出書(様式第10号。以下「取下げ届出書」という。)を、使用許可書又は使用許可書(複数申請用)を提示して市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する取下げの届出は、その使用について取り下げることが決まり次第、速やかに行わなければならない。

(施設使用料)

第18条 条例第9条に規定する施設使用料の額については、別表第1のとおりとする。

(附属設備・器具備品使用料)

第19条 条例第9条に規定する附属設備・器具備品使用料の額については、別表第2のとおりとする。

(使用料の減免の申請等)

第20条 条例第10条の規定により使用料を減免するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる使用料の額を減額し、又は免除することができる。

(1) 条例第10条第1号に該当するとき 使用料の半額

(2) 条例第10条第2号に該当するとき 使用料の全額

(3) 条例第10条第3号に該当するとき 使用料の半額又は全額

2 条例第10条及び前項の規定による使用料の減額又は免除を受けようとするものは、あらかじめ河内長野市立市民交流センター使用料減額・免除申請書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付の請求等)

第21条 条例第11条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとするものは、河内長野市立市民交流センター使用料還付請求書兼受領書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

2 条例第11条ただし書の規定による還付の額は、同条第1号に該当する場合は半額とし、同条第2号から第4号までのいずれかに該当する場合は全額とする。

(特別の設備の設置等の許可)

第22条 条例第13条の規定により特別の設備を設置し、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、使用許可申請書又は使用許可申請

書（複数申請用）にその旨を記載しなければならない。

2 前項の申請に対する条例第13条の規定による特別の設備の設置等の許可は、使用許可書又は使用許可書（複数申請用）の交付をもって当該特別の設備の設置等の許可とみなす。

（使用終了等の届出）

第23条 使用者は、施設等の使用を終了したとき、又は条例第8条の規定により使用許可の取消し等を受けたときは、当該施設等を原状に復して係員に届け出なければならない。

（破損等の申出）

第24条 使用者は、施設等を汚損し、若しくは破損し、又は滅失させたときは、直ちに係員に申し出てその指示に従わなければならない。

（係員の立入り）

第25条 市長は、市民交流センターの管理上必要があると認めるときは、係員を使用中の施設に立ち入らせることができる。この場合において、使用者は、正当な理由がないときは、これを拒んではならない。

（駐車場使用料）

第26条 条例第14条に規定する駐車場使用料の額については、別表第3のとおりとする。

（駐車場使用料の減免の申請等）

第27条 条例第15条の規定により駐車場使用料を減免するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる駐車場使用料の額を減額し、又は免除することができる。

(1) 条例第15条第1号から第3号までのいずれかに該当するとき 駐

車場使用料の全額

(2) 条例第15条第4号に該当するとき 駐車場使用料の半額又は全額

- 2 前項の規定による駐車場使用料の減額又は免除を受けようとするもの
(条例第15条第3号に該当するときを除く。)は、あらかじめ河内長野市立市民交流センター駐車場使用料減額・免除申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第28条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設等を必要な注意をもって使用すること。
- (2) 他人に迷惑をかけるような行為をしないこと。

第4章 雑則

(複写機等の実費)

第29条 市民交流センター内の複写機、印刷機、グループ用ロッカー等を使用するものは、市長が別に定める実費を負担するものとする。

(職員の配置)

第30条 市民交流センターにセンター長その他必要な職員を置く。

(補則)

第31条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現になされている河内長野市立市民交流センター条例施行規則(令和4年河内長野市教育委員会規則第2号。以下「旧規則」という。)第6条の規定に基づく利用者登録、第10条第4項の規定に基づく決定、第14条第1項の規定に基づく使用の許可及び第16条第3項の規定に基づく使用の変更の許可は、それぞれこの規則第6条の規定に基づく利用者登録、第10条第4項の規定に基づく決定、第14条第1項の規定に基づく使用の許可及び第16条第3項の規定に基づく使用の変更の許可とみなす。
- 3 旧規則の様式により作成した用紙で残存するものについては、当分の間、所要の調整を加えた上、この規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

別表第1 (第18条関係)

(単位 円)

使用時間 施設名称	午前	午後	夜間	午前・午 後	午後・夜 間	全日
	午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5 時	午後6時 ～午後1 0時	午前9時 ～午後5 時	午後1時 ～午後1 0時	午前9時 ～午後1 0時
集会室	1, 200	1, 600	1, 600	2, 800	3, 200	4, 400
大会議室 A	1, 800	2, 400	2, 400	4, 200	4, 800	6, 600
大会議室 B	1, 200	1, 600	1, 600	2, 800	3, 200	4, 400
大会議室 AB	3, 000	4, 000	4, 000	7, 000	8, 000	11, 000

	0	0	0	0	0	0 0
和室 A	7 0 0	9 0 0	9 0 0	1, 6 0 0	1, 8 0 0	2, 5 0 0
和室 B	6 0 0	8 0 0	8 0 0	1, 4 0 0	1, 6 0 0	2, 2 0 0
和室 AB	1, 3 0 0	1, 7 0 0	1, 7 0 0	3, 0 0 0	3, 4 0 0	4, 7 0 0
視聴覚室	1, 5 0 0	2, 0 0 0	2, 0 0 0	3, 5 0 0	4, 0 0 0	5, 5 0 0
特別会議室	1, 4 0 0	1, 8 0 0	1, 8 0 0	3, 2 0 0	3, 6 0 0	5, 0 0 0
会議室 1	9 0 0	1, 2 0 0	1, 2 0 0	2, 1 0 0	2, 4 0 0	3, 3 0 0
会議室 2	9 0 0	1, 2 0 0	1, 2 0 0	2, 1 0 0	2, 4 0 0	3, 3 0 0
中会議室 A	7 0 0	1, 0 0 0	1, 0 0 0	1, 7 0 0	2, 0 0 0	2, 7 0 0
中会議室 B	7 0 0	1, 0 0 0	1, 0 0 0	1, 7 0 0	2, 0 0 0	2, 7 0 0
中会議室 AB	1, 4 0 0	2, 0 0 0	2, 0 0 0	3, 4 0 0	4, 0 0 0	5, 4 0 0
イベントホール	7, 9 0 0	1 0, 6 0 0	1 0, 6 0 0	1 8, 5 0 0	2 1, 2 0 0	2 9, 1 0 0
イベントホール (フロアのみ)	3, 2 0 0	4, 4 0 0	4, 4 0 0	7, 6 0 0	8, 8 0 0	1 2, 0 0 0
多目的スタジ	1, 6 0	2, 2 0	2, 2 0	3, 8 0	4, 4 0	6, 0 0

オ	0	0	0	0	0	0
食工房	最初の3時間まで2,200円 以後1時間ごとに600円					
創作工房	1,600	2,200	2,200	3,800	4,400	6,000
音楽スタジオ1	700	1,000	1,000	1,700	2,000	2,700
音楽スタジオ2	500	600	600	1,100	1,200	1,700
保育室	700	900	900	1,600	1,800	2,500
講師控室	200	300	300	500	600	800

備考

- 1 使用時間とは、会場の準備、後始末を含む時間をいう。
- 2 施設使用料は、次の要件に該当する場合は、該当する要件に定める金額全てを加えた額とする。
 - ・使用者が市外居住者の場合 この表に定める金額の10割
 - ・使用者が2,000円未満の入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合 この表に定める金額の10割
 - ・使用者が2,000円以上の入場料等を徴収する場合 この表に定める金額の20割
 - ・使用者が営利宣伝目的で使用する場合（入場料等を徴収する場合を除く。） この表に定める金額の10割
- 3 保育室を他施設と併せて使用する場合（当該他施設の利用者が保

育を目的として使用する場合には、保育室に係る使用料を徴収しないものとする。

- 4 講師控室を他施設と併せて使用する場合（当該他施設の使用料を徴収する場合には、講師控室に係る使用料を徴収しないものとする。）

別表第2（第19条関係）

（単位 円）

種別	種類又は品名	単位	1回当たりの使用料
舞台設備	グランドピアノ	1台	5,000
	指揮者台（指揮者用譜面台含む。）	1台	300
	演台	1台	300
	花台	1台	300
	司会者用演台	1台	300
	金屏風	1双	2,000
照明設備	イベントホール舞台用照明Aセット ボーダーライト サスペンションライト アッパーホリゾンライト	1式	2,500
	イベントホール舞台用照明Bセット ボーダーライト サスペンションライト	1式	1,500
音響・映像設備	マイク	1本	500
	ワイヤレスマイク	1本	500
	音響設備再生	1式	500
	音響設備録音	1式	500
	映像設備再生	1式	500

	映像設備録画	1 式	5 0 0
	プロジェクター（イベントホール用）	1 台	5, 0 0 0
	プロジェクター	1 台	2, 0 0 0
	1 6 mm 映写機	1 台	5, 0 0 0
	スライド映写機（イベントホール用）	1 台	2, 0 0 0
	スライド映写機	1 台	1, 0 0 0
	書画カメラ	1 台	1, 0 0 0
	OHP	1 台	5 0 0
その他附属設備	アップライトピアノ	1 台	1, 0 0 0
	ドラムセット	1 式	5 0 0
	お茶道具	1 式	1, 0 0 0
	七宝焼電気炉	1 台	5 0 0
	陶芸窯	1 回	5, 0 0 0
	長机（イベントホール）	1 台	1 0 0
	展示パネル	1 枚	1 0 0
	持込み器具電源	1 kW	3 0 0
	感染防止シールド	1 枚	5 0

備考

- 1 附属設備・器具备品の使用料は、午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後5時まで）又は夜間（午後6時から午後10時まで）の各時間帯における使用ごとに1回として算定する。ただし、陶芸窯は、時間帯にかかわらず、1使用ごとに1回として算定する。
- 2 ピアノの使用料には、調律料は含まない。

3 附属設備・器具備品の操作に係る人員の費用は、使用者の負担とし、上記の使用料には含まない。

4 持込み器具の定格使用電力の合計に1kW未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて算定する。

別表第3（第26条関係）

（単位 円）

使用時間	駐車場使用料
入場時から2時間まで	無料
入場時から2時間超	2時間を超えた時間30分ごとに100円

備考 駐車場の使用時間に30分未満の端数があるときは、これを30分とする。

報告第10号

河内長野市立文化会館条例施行規則の制定について

河内長野市立文化会館条例施行規則の制定については、次のとおりです。

令和6年4月24日

河内長野市教育長 松本 芳孝

河内長野市立文化会館条例施行規則をここに公布する。

令和6年 月 日

河内長野市長 島田 智明

河内長野市規則第 号

河内長野市立文化会館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、河内長野市立文化会館条例（平成3年河内長野市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者不在期間中の読替え)

第2条 条例第13条後段の規定による読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第2条の5第4号	運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除き、市長が必要と認める業務	運営に必要な業務
第2条の6第1項	指定管理者が必要があると認めるときは、市長の承認を得て	市長が必要があると認めるときは
第2条の6第2項	指定管理者	市長
第2条の7第3項前段	指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て	市長が特に必要があると認めるときは
第6条第1項	文化会館の利用に係る	文化会館の使用に係る使

	料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させる	用料（以下「使用料」という。）を徴収する
第6条第2項	指定管理者が定める方法により利用料金を支払うものとする	使用料を、市長が特に必要があると認める場合を除き、使用の許可を受けるときに納付しなければならない。許可を受けた事項の変更の許可を受ける場合で、使用料の追加を伴うときも、同様とする
第6条第4項	前項の規定により利用料金の額を定めた場合は、第2条の7第2項の規定を準用する	市長は、指定管理者不在期間開始時の直前の前項の承認に係る利用料金の額を使用料として定める
第7条	指定管理者	市長
第10条第3号	市長又は指定管理者の認定による額	市長の認定による額

（補則）

第3条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

報告第11号

令和6年度河内長野市学校給食会事業計画及び予算について

河内長野市学校給食会より、令和6年度の事業計画及び予算について、別冊2のとおり報告する。

令和6年4月24日

河内長野市教育長 松本 芳孝

報告第12号

令和6年度公益財団法人河内長野市文化振興財団の事業計画
並びに予算の報告について

公益財団法人河内長野市文化振興財団より、令和6年度の事業計画並びに予算の報告について、別冊3のとおり報告する。

令和6年4月24日

河内長野市教育長 松本 芳孝

別添資料（議案第21号関係）

令和7年度中学校使用教科用図書を選定について

河内長野市教育委員会
教育推進部学校教育課

(趣旨)

第1条 この規程は、河内長野市附属機関設置条例（平成24年河内長野市条例第35号）第2条の規定により設置する河内長野市立小学校教科用図書選定委員会及び河内長野市立中学校教科用図書選定委員会（以下「小・中学校選定委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定める。

(組織)

第2条 小・中学校選定委員会は、それぞれ委員10名以内とする。

(委員)

第3条 委員は、次の各号に掲げるもののうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。ただし、教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、委員となることができない。

- (1) 教育委員会事務局職員
- (2) 河内長野市立小学校及び中学校（以下「小・中学校」という。）の校長及び教頭
- (3) 小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者
- (4) 河内長野市立学校における学校運営協議会の運営等に関する規則（平成22年河内長野市教育委員会規則第9号）第6条第1項各号に掲げる者

2 委員の任期は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 小・中学校選定委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

(会議)

第5条 小・中学校選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(関係職員等の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、小・中学校選定委員会の会議に関係職員等の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(調査員)

第7条 小・中学校選定委員会に必要な調査研究を行うため調査員を置くことができる。ただし、教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、調査員となることができない。

2 調査員の人数は、小・中学校選定委員会が各種目ごとに定める。

3 調査員は、教育委員会事務局職員並びに小・中学校に勤務する校長、教頭及び教員のうちから教育委員会が任命する。

(事務局)

第8条 小・中学校選定委員会の事務局は、教育委員会事務局教育推進部学校教育課に置く。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、小・中学校選定委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月28日教委規程第4号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月30日教委規程第1号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月3日教委規程第1号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月2日教委規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月29日教委規程第1号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

河内長野市立小学校教科用図書選定委員会及び河内長野市立中学校教科用図書選定委員会 運営要領

河内長野市教育委員会（以下「教育委員会」という）は、河内長野市立小学校教科用図書選定委員会及び河内長野市立中学校教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という）を設置し、次の要領によって運営する。

1. 選定委員会の役割

選定委員会は、教育委員会の諮問を受け、小中学校教科用図書選定に関する調査及び研究を行い、その選定に関して教育委員会に意見を答申する。

2. 選定委員会の組織

選定委員会は、教育委員会事務局職員、小学校校長会代表、中学校校長会代表、小学校教頭会代表、中学校教頭会代表、河内長野市立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者、学校運営協議会代表をもって組織する。

3. 調査員について

- (1) 教育委員会は、管内小中学校の校長、教頭及び教諭等のうち、該当教科について優れた専門的知識を有するものを調査員に任命する。
- (2) 調査員の人数は、選定委員が種目ごとに別に定める。
- (3) 調査員は、教科用図書の採択に、直接の利害関係を有しない者とする。なお、別紙様式による誓約書を提出させるものとする。
- (4) 調査員は、採択が適切に行われるために、大阪府教育委員会が作成する教科用図書選定資料を活用して、種目ごとに必要な調査研究を行い、資料を付して選定委員会に報告するものとする。

4. その他

- (1) 教科用図書の採択に関する学校及び研究会の意見等については、校長及び研究会の代表を通じ、選定委員会に申し出ることができるものとする。
- (2) 選定委員会及び調査研究に要する経費については、教育委員会が負担する。
- (3) 選定委員会の会議には、教育委員、教育長、指導主事及び大阪府教育庁職員が助言者として出席することができるものとする。
- (4) 一部の教科を採択する場合も、この要領によって運営されるものとする。

附則

この要領は、平成29年5月2日より適用する。

令和6年度

河内長野市立中学校教科用図書調査要領

1. 教科 (16種目を調査員会では、①～⑫の12種目に編制し、各調査員で担当)

- ①国語 ②書写 ③社会(歴史・地図) ④社会(地理・公民) ⑤数学 ⑥理科
⑦音楽(一般・器楽) ⑧美術 ⑨保健体育 ⑩技術・家庭 ⑪英語 ⑫道徳

2. 調査員の任務

- (1) 調査員は、市町村教育委員会が任命する。
- (2) 調査員は、河内長野市立小・中学校選定委員会に所属する。
- (3) 調査員は、各種目3名で調査委員会を構成し、世話役1名記録係1名互選する。
- (4) 調査員は、令和7年度使用の中学校教科用図書を調査し、調査の観点をもとに、所定の形式によりそれぞれの特徴を明らかにした調査報告を作成して、選定委員会に提出する。(電子データと紙媒体1部)
- (5) 調査員は、調査期間中教科書の貸与を受ける。

3. 世話係指導主事

- 選定委員会運営要領により調査活動に協力・援助をし、必要に応じて助言する。

4. 公正確保及び守秘義務

- 教科用図書の採択に直接利害関係を有する者でないこと。
- 教科用図書採択関係者は、特に採択の公正確保を期すること。
- 教科用図書採択に関して、知り得た秘密をもらさないこと。またその職を解いた後も同様とする。

教 小 中 第 1055 号
令 和 6 年 4 月 2 日

各市町村教育委員会教育長 様

大阪府教育委員会教育長

「教科書採択における公正確保の徹底等について」及び
「令和7年度使用教科書の採択事務処理について」（通知）

標記について、別添（写し）のとおり、令和6年3月29日付け5文科初第2567号により文部科学省初等中等教育局長、令和6年3月29日付け5初教科第34号により文部科学省初等中等教育局教科書課長から通知がありました。

つきましては、本通知の内容を貴教育委員会委員及び関係部署並びに貴所管の学校、その他全ての関係者に対して周知願うとともに、関係法令や各市町村教育委員会が定める条例・規則等に則り、教科書採択における公正確保の徹底並びに採択事務の適切な執行について、特に御配慮をお願いします。

また、各教科書発行者あて、令和6年3月29日付け5文科初第2568号もあわせて送付いたしますので、御了知いただきますようお願いいたします。

【連絡先】

担 当	市町村教育室 小中学校課 学事グループ 前川
電 話	06-6941-0351 (内線3425)
F A X	06-6944-3826
E-mail	MaekawaRyo@mbox.pref.osaka.lg.jp



5 文科初第 2 5 6 7 号
令和 6 年 3 月 2 9 日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長

矢野 和彦

(公印省略)

教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）

教科書は、全ての児童生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たすものであり、その採択については、公立学校（公立大学法人が設置する学校を除く。以下同じ。）において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会が、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長が権限を有しています。

このため、教科書採択は、これらの採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要であることはもとより、採択権者である教育委員会や学校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となります。

教科書発行者においては、業界団体である一般社団法人教科書協会が中心となり、「教科書発行者行動規範」を制定するなど、信頼回復に向けた取組を進めてきました。

しかしながら、令和 4 年度、特定の教科書発行者が、採択期間中において、採択関係者に飲食を無償提供するなど、不当な利益供与を行っていた事実が確認されました。そして、利益の供与を受けた採択関係者の中には、一層の公正性・透明性の確保に留意すべき立場にある教育委員会関係者や、選定委員・調査員等の教科書採択に関与する者が含まれていました。この結果、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせ、教科書に対する信頼を大きく揺るがす事態に至ったことについては極めて遺憾であります。

教科書採択の公正確保のためには、発行者はもとより、教育委員会をはじめとする採択権者等における取組が引き続き不可欠であることは言うまでもありません。ついては、上記の事実や令和 5 年度における教科書採択の状況調査の結果（別添資料）も踏まえ、教科書採択に当たって特に留意すべき事項を下記のとおり通知しますので、貴教育委員会の委員及び知事部局を含む関係部署のほか、域内の市（特別区を含む。以下同じ。）町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校、教師等その他全ての関係者に対して周知いただくとともに、これらの関係者と密に連携の上、今後の教科書採択にいかなる疑惑の目も向けられることのないよう、教科書採択の公正確保の徹底に万全を期すようお願いいたします。

なお、採択に関する事務処理の詳細については、別途、当局教科書課長から各都道府県教育委員会教科書関係事務主管課長宛てに通知していますので、これを十分参照し、事務処理に遺漏のないようお願いいたします。

1. 教科書採択の公正確保の徹底について

(1) 趣旨・目的

- 教科用図書（以下「教科書」という。）の採択は、児童生徒が学校の授業や家庭における学習活動において用いる教科書を決定する重要な行為である。このことから、教科書採択は、採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要である。

(2) 教科用図書選定審議会の委員又は調査員等の選任について

(ア) 選定することが不相当といえる者

- 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号。以下「無償措置法」という。）第 11 条の規定により、各都道府県に置かれる教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和 39 年政令第 14 号。以下「無償措置法施行令」という。）第 9 条第 2 項の規定により、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」（※ 1）は委員となることができないとされていること。

教育委員会や学校等において教科書の調査研究を行う調査員等についても同様に、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」（※ 1）を選任することは不相当であること。

- また、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」に該当しない者であっても、教科書発行者から個別に協力ないしは意見聴取の依頼を受け、著作・編集活動に一定の関与を行うなど、特定の教科書発行者と関係を有する者を選任することは不相当であること。

※ 1 「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」については、無償措置法施行令第 9 条第 2 項に規定する「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」と同義と解釈して差し支えない。具体的には、例えば、

- ① 教科書発行者の役員及び従業員並びにこれらの配偶者及び三親等内の親族
- ② 顧問、参与、嘱託等いかなる名称によるを問わず、事実上教科書発行者の事業の運営に重要な影響力を有している者
- ③ 教科書及び教師用指導書の著作・編集者（事実上、著作・編集に参加し、又は協力した者を含む。）
- ④ ③の著作・編集者が団体である場合は、当該団体の役員及びこれに準ずる者

⑤ 教科書の供給の事業を行う者及びこれに準ずる者

等が該当することとなる。また、これ以外の者であっても、上記に掲げる者と実質的に同視される者も同様に利害関係者に該当しうる。

その際、該当するか否かの検討にあたっては、個々の事案ごとに利害関係の有無について具体的に判断することが適当である。

また、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」には、特定の教科書が採択されることに直接の利害関係を有する者だけではなく、一又は二以上の特定の教科書が採択されないことに直接の利害関係を有する者も含むものであることに留意すること（「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布、施行について」（平成 28 年 6 月 20 日付け 28 文科初第 432 号初等中等教育局長通知）「第一 2. 留意事項」参照）。このほか、採択権者である教育委員会における直接の利害関係のある事件に関する扱いについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 14 条第 6 項を参照すること。

(イ) 著作編修関係者名簿

- 教科書発行者との関係は、一義的に採択権者（公立学校において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長をいう。以下同じ。）において把握すべきものであること。
- もっとも、今後文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、令和 5 年度に検定を経た教科書について、教科書協会非加盟会社のもの編著者及び編集協力者に関する情報（※ 2）を取りまとめた名簿を、また、教科書協会等から各都道府県教育委員会に対して、同協会加盟会社のもの編著者及び編集協力者に関する情報（※ 2）並びに教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報を取りまとめた名簿を送付する予定であるため、必要に応じてこれらの情報も参照すること。
- これらの者については、検定期間中に検定申請本若しくはその内容の一部を了知し、又は特定の教科書発行者と関係を有するものであることから、教科書採択に関与することのないよう留意すること。

※ 2 これらの情報については、教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないようにすることを目的として提供するものであり、それ以外の目的への利用は認められていないことに留意すること。このほか、教科書発行者が負担した交通費・宿泊費、飲食費その他の費用についても、本人からの申告によっては不明確な点等がある場合には、必要に応じて教科書発行者に問い合わせを行うこと。

(3) その他審議・調査研究における留意事項

- 選定審議会の委員や調査員等の選任及びこれらの者が行う具体の審議や調査研究に当たっては、各教育委員会等における関係部署とも連携し、教科書発行者との関係について聴取又は自己申告を求めるなどした上で、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

(4) 教科書見本の取扱いについて

(ア) 教科書見本の上限

- 教科書発行者から各教育委員会等に送付することができる教科書見本の種類及び部数の上限について、毎年度、文部科学省から教科書発行者に通知（※3）しており、それを超える教科書見本の送付、又は採択関係者（採択関係者の定義については、1.（6）（イ）を参照すること。以下同じ。）に対する献本若しくは貸与は認められていないこと。

(イ) 教科書見本の追加送付等に関する留意事項

- 教科書発行者から上限に満たない部数の教科書見本の送付があった場合に、採択権者から当該教科書発行者に追加送付を求めることは差し支えないこと。
その際、教科書見本の送付は、教科書発行者の判断に委ねられるものであることに留意し、無理な送付を求めることのないようにすること。
- ただし、令和4年度以前に検定を経た教科書見本について、採択権者から教科書発行者に送付を求めることを許容している趣旨は、教科書採択に当たっての調査研究等の用に供するためであることに留意し、当該年度あるいは次年度以降の授業等の用に供することを目的として教科書発行者に送付を求めることのないようにすること。
- また、高等学校の分校若しくは学科への教科書見本の送付又は令和4年度以前に検定を経た教科書の見本の送付を希望する場合等、一定の場合には、採択権者（※4）から教科書発行者に教科書見本の追加送付を求めることを許容していること。
そして、この場合の運用上のルールについて明確にしておくとともに、当該ルールについて、教科書協会を通じて教科書発行者に予め示しておくことが望ましいこと。
- 教科書見本は、教科書の調査研究等を行うために不可欠なものである一方で、教科書発行者による教科書見本の送付は、教科書採択の勧誘を目的としたものと評価されるものであるとの認識に立った上で、教科書発行者と健全かつ

適切な関係を保つこと。

- 特に複数の市町村から構成される採択地区においては、教科書発行者から送付があった教科書見本の部数が過多となることも考えられるため、その場合に、教科書発行者に教科書見本の引取りを求めることは差し支えないこと。ただし、その取扱いについては教科書発行者間の公平性の観点に配慮することが必要であり、特定の教科書発行者の教科書見本のみ引取りを求めることは適切ではないこと。

※3 令和6年度における教科書見本の取扱いの詳細については、別添「教科書採択の公正確保について」（令和6年3月29日付け5文科初第2568号 初等中等教育局長通知）（以下「別添通知」という。）を参照のこと。

※4 教科書見本の追加送付について、採択権者の判断により、具体的手続を学校長に委任することも差し支えないが、その場合には、事前又は事後に報告を義務付ける等により適切に状況を把握することができる措置を講じること。

(ウ) 教科書見本の献本・貸与依頼等の禁止

- 近年、多くの教科書発行者が、従前より継続的に教科書見本の不適切な取扱いを行っていたことが明らかとなり、それらの行為の中には採択関係者からの求めに応じて行われた例もあったことから、引き続き、採択関係者から教科書発行者に対して教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう、くれぐれも留意すること。

- 授業研究や教材研究等のための採択期間終了後における教科書見本の送付は、令和元年度からは行われていないため、教科書発行者に対して、教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう留意すること。このため、令和元年度以降は、採択期間に教育委員会等に送付された教科書見本を採択終了後の授業研究や教材研究のために有効活用すること。

(エ) 教科書発行者の不当な利益供与への対処等

- 教科書見本と併せて、又は個別に、学習者用デジタル教科書の部分サンプルや内容解説資料その他教科書発行者が広く無償で配布する資料を受け取るとは差し支えないこと。ただし、資料の名称を問わず、有償の商品やサービスを無償又は廉価に提供を受けるなど教科書発行者からの不当な利益供与が禁止されていることにくれぐれも注意すること。

(5) 過大な宣伝活動等への対処について

(ア) 教科書発行者の宣伝活動について

- 採択期間においても、教科書発行者が、採択関係者に対して自らが発行しようとする教科書の宣伝活動（※5）を行うことは禁止されるものではない。

- しかし、その宣伝活動により、採択権者の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、文部科学省から各教科書発行者に対しては、以下に記述する過大な宣伝活動等を慎むよう指導を行うとともに、教科書協会においても各会員に対して教科書発行者行動規範の遵守を求めているところである。

<各教科書発行者に慎むよう求めている過大な宣伝活動等>

(採択関係者等への働きかけについて)

- ・採択関係者若しくは公職関係者又はこれらの職にあった者など採択関係者に影響力を及ぼし得る者（教科書発行者の社員である者を除く。）を教科書採択の勧誘を目的とした宣伝活動等に従事させないこと。
- ・採択関係者の自宅訪問は一切行わないこと。

(説明会等について)

- ・採択期間においては、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等（関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者の宣伝を目的としたもの又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれのあるものを含む。）を主催せず、他の主体が主催するこれらの会議の開催に原則として関与しないこと。また、教科書の編著作者及び編集協力者、関連する教材の執筆者並びにその他教科書発行者と実質的な関係にある者に対しても、これらの取扱いについて周知することにより、教科書発行者によるこれらの会議の主催ないしは開催への関与が禁止されていることの趣旨を損なうことのないよう留意すること。
- ・採択期間終了後に教科書見本、教師用指導書その他の教材等を献本すること又は教科書等に関する説明会、講習会若しくは研修会等を開催することを約することを以て、教科書採択の勧誘を行わないこと。

(資料等の配付について)

- ・教科書や教師用指導書と類似若しくは同視し得る資料を作成し、又は自ら行うと第三者をしてであるとを問わず配布しないこと。
- ・学校又は児童生徒への教科書の供給過程において、教科書以外の資料を挿入・添付し、又は宣伝用の袋を使用するなどして教科書その他の教材等の宣伝活動を行わないこと。

(検定申請本（申請図書）の取扱いについて)

- ・令和6年度においては、高等学校用教科書について検定申請の受付が行われ

ることとなるが、検定申請本（申請図書）は、検定の行政処分を行う際の審査対象であり、教科書発行者に対して、その内容について厳格な情報管理を求めていることから、教科書採択を勧誘するための宣伝活動（実質的にそれと同視され得る活動を含む。）に使用することは一切認められていないこと。

- ※5 教科書発行者が、採択関係者に対して自らが発行しようとする教科書の宣伝活動については、別添通知及び教科書発行者行動規範も併せて参照すること。

(イ) 採択権者に求められる過大な宣伝活動等への対処

- 教科書発行者による過大な宣伝活動等は禁止されていることを十分に踏まえ、各教育委員会等においても、域内の学校とも情報共有をはじめ密に連携した上で、事前に適切な措置を講ずること。
- その際、文部科学省の指導や教科書発行者行動規範等に違反する行為について、教科書発行者に求めることのないようにすることはもとより、教科書発行者からそういった申出があった場合には明確に断るよう関係者への周知を徹底すること。
- 文部科学省から教科書発行者に対して、採択期間中の、教科書発行者（教科書発行者と実質的に関係する者を含む。）において、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等（※6）を主催しないよう、また、開催に関与することのないよう指導しているところであり、各教育委員会・学校等においてもその趣旨を理解した上で適切に対応すること。

- ※6 「教科書に関する説明会、講習会又は研修会等」とは、関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者の宣伝を目的としたものを含み、2以上の学校の教師等を対象としたものを想定しているが、疑義がある場合には文部科学省に問い合わせ願いたい。

(ウ) 採択権者が主催する説明会について

- この点、採択権者が、教科書発行者間の公平性を確保した上で、教育委員会関係者等の教科書採択に携わる者に説明を求める機会を設けることを妨げるものではないが、その際には、教科書発行者に過度な負担とならないよう、都道府県教育委員会による開催が望ましいこと。また、不参加の教科書発行者が発行する教科書について、不参加であることのみをもって、採択しないこととする取扱いを行うなどにより、事実上、参加を強制することは適当ではないこと。

(6) 教科書発行者との関係において留意すべき事項について

(ア) 教科書発行者による教師等からの意見聴取等

- 質の高い教科書の実現のためには、日々の授業実践を通じて得られた教師等の意見を反映することが必要不可欠であり、教科書の著作・編集活動の一環として、教科書発行者が教師等から意見を聴取することは、大きな意義を有する側面もあること。
- また、教師等が行う授業研究や教材研究等の効果的な実施に当たっては、教科書発行者が有する知見を活用することも必要となると考えられること。
特に、学習者用デジタル教科書など新たな教材の開発等に当たっては、両者が連携して研究等を行うことが重要となると考えられること。

(イ) 教科書発行者からの利益供与への対処について

- 文部科学省は、教科書発行者に対し、採択関係者に対して、教科書採択の勧誘を目的として又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれがある形での金銭その他の利益の供与又はその申出は絶対に行わないように指導している。
- なお、「採択関係者」とは、採択権者である教育委員会の関係者（国立学校・私立学校においては学校長）のほか、教科用図書選定審議会若しくは採択地区協議会の委員又は調査員等として採択に至るまでの一連の手續に關与しうる者に加えて、実際にこれらの職に就いているか否かにかかわらず校長・教員等の全ての学校関係者を含む。（常勤・非常勤は問わない）
- 教科書発行者行動規範においては、不当な利益供与として教科書発行者が禁止される行為の具体例が挙げられている。
- よって、採択関係者は、教科書発行者に対して飲食の無償提供や金銭等を要求したり、これを受領したりすることがないように留意すること。また、このことを十分に踏まえ、各教育委員会等においても、本通知を採択関係者に周知徹底するなど、必要な措置を講ずること。

<禁止される行為の具体例>（教科書発行者行動規範より）

- ・ 採択関係者に対する金銭や物品の提供、饗応その他の利益の供与（交通費・宿泊費、飲食費等に名を借りて社会通念上相当とされる範囲を超えて供与されるもの及び中元・歳暮等による物品の贈答を含み、後記<許容される行為>に掲げるものを除く。）
- ・ 採択関係者に対する、教科書並びに学習者用デジタル教科書、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材についての対価の支払いを伴う意見聴取（後記<許容される行為>に掲げるものを除く。）
- ・ 採択関係者が含まれる者が開催する会議等に係る会場費、印刷代等の提供、

その他の労務の提供、又は当該会議等の会員各社の役員・社員以外の講師に係る謝金若しくは交通費・宿泊費等の提供

- ・採択関係者が含まれる者が開催する会議等又は同者が発行する刊行物・印刷物等への過大な広告費・協賛金等の支出
- ・採択関係者に対する冠婚葬祭、転勤、昇進等に際しての金銭や物品の提供
- ・採択関係者に対する教師用指導書、教材、教具、書籍、辞典等の提供（採択関係者以外にも広く無償で配布しているものを除く。）
- ・採択関係者に対する宴席、ゴルフ、スポーツ観戦、観劇、旅行等への招待（招待に限らず、費用の一部を会員各社が負担する場合を含む。）

<許容される行為>

- ・教科書見本と併せて、又は個別に、学習者用デジタル教科書の部分サンプルや内容解説資料その他教科書発行者が広く無償で配布する資料を受け取ることは差し支えないこと。
ただし、資料の名称を問わず、有償の商品やサービスが無償又は廉価に提供を受けるなど教科書発行者からの不当な利益供与が禁止されていることにくれぐれも注意すること。
- ・採択関係者は、採択期間中、内容解説資料のほか、機関誌、定期刊行物、その他の広く無償で配布予定である資料を受領することは差し支えないこと。
- ・編集協力者（検定申請前から当該教科書の制作に関与・協力した者で、発行者が検定申請時に文部科学省に提出する著作編修関係者名簿等に記載される予定の者をいう。）は必要な手続きを経たうえで、教科書並びに学習者用デジタル教科書、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の編集・執筆・意見聴取等に対する適正な対価・経費を受領することは差し支えないこと。

- 教師等が適正な労務に対する対価として金銭等を受け取る場合については、その可否・手続等（受け取ることができない場合も含む。）について条例や規則等において定めるとともに、教師等に対して、法令のほかそれらの条例や規則等に従う必要がある旨を周知すること。

これらに加え、服務監督権者において、事前・事後を問わず、教師等からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行うこと。

(ウ) その他教科書発行者と学校・教師等との適切な関係性の構築

- 一方で、仮に教師等と教科書発行者の認識が教科書の著作・編集活動あるいは授業研究や教材研究等の一環であったとしても、一般の国民ないしは地域住民等から見れば、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものと受け止められかねないことから、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つよう、全ての学校・教師等に対して指導を徹底すること。

- 教師等が、法令等に違反して、教科書発行者による不適切な行為に関与し、又は荷担した場合には、当該教師等に対して、懲戒処分も含めて厳正に対処すること。
- 特に、教科書発行者の行為の内容又はそれに対する教師等の関与若しくは荷担の内容・程度によっては、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 32 条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）、第 33 条（信用失墜行為の禁止）又は第 38 条（営利企業への従事等の制限）の規定に違反することにもなり得ることに留意すること。

(7) 文部科学省への情報提供について

- 本通知、別添通知及び教科書発行者行動規範に違反する行為をはじめとして、教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には、速やかにその所属する教育委員会・学校等に対して報告すべき旨を、全ての教師等に対して指導すること。
また、報告を受けた教育委員会・学校等にあつては、その行為が教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものである場合には、都道府県教育委員会を通じて、文部科学省に速やかに情報提供を行うこと。
- 文部科学省においては、都道府県教育委員会あるいは教科書発行者等からの情報に基づいて、教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には、教科書発行者名を含めて文部科学省ホームページ等において公表する予定としており、各教育委員会等においても、域内で確認された教科書発行者による不適切な行為について、教科書採択に携わる関係者において共有するとともに、当該行為の内容に応じて公表することも検討すること。

2. 教科書採択方法の改善について

(1) 採択権者の判断と責任について

- 教科書の採択に当たっては、国公立を問わず、採択権者の判断と責任に基づいて十分な審議や調査研究を行うこと。
- 採択権者の責任が不明確となるような以下の方法がなされないように採択手続の適正化に努めること。
<不適切な採択方法>
 - ・ 教師等の投票によって決定される
 - ・ 事実上、一部の特定の教師のみによって決定される
 - ・ 十分な審議や調査研究を経ずこれまでの慣例のみによって決定される
 - ・ その他の採択権者の責任が不明確になる方法によって決定される

- 公立の高等学校並びに公立の中等教育学校及び併設型中学校において使用する教科書については学校ごとに異なる教科書を採択することが可能であり、採択に当たっては各学校の希望を聴取することが通例となっているが、これらの学校において使用する教科書についても採択権限は教育委員会が有するものである。これを踏まえ、単に各学校の意向に任せて採択を行うようなことがないよう、採択権者としての責務を適切に果たすこと。

(2) 都道府県教育委員会による指導、助言及び援助等について

- 都道府県教育委員会においては、無償措置法第10条の規定により、域内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校の学校長が行う教科書採択に関する事務について指導、助言及び援助を行わなければならないこととされており、適切にその責務を果たすことが必要であること。

- 市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において教科書の調査研究の期間が十分に確保できるよう、都道府県教育委員会において、例えば、以下の取組を行うことで適切にその責務を果たす必要があること。

<具体的な取組例>

- ・市町村教育委員会等による採択・需要数報告に係る事務の調査・作業時間の確保に配慮し、需要数の報告の期限を更に遅くするなど採択スケジュールについて不断の見直しを行うこと。その際、市町村教育委員会等との協議を行い、確認体制が十分ある場合などに需要数の報告の期限を延長することも考えられる。
 - ・採択に関する基本的な考え方や採択に関する調査研究資料を早期に決定し、示すこと。
 - ・採択に関する事務や需要数の算定事務を並行して行うなど行政事務の効率化・迅速化を行うこと。
- 文部科学省においても、採択権者における十分な調査研究の期間を確保するために以下の方策を講じていること。
 - ・教科書発行者に対しては、調査研究をはじめとする採択事務に支障の生じないよう、可能な限り漏れなく教科書見本を送付するよう配慮を求めている。
 - ・都道府県教育委員会や採択権者が行う教科書の採択・需要数報告に係る事務負担を軽減する方策として、円滑な需要数集計のための新たなシステムの令和7年度からの運用に向けた構築などの取組に引き続き努めている。(なお、新たなシステムの構築については「令和5年の地方からの提案等に関する対

応方針」（令和5年12月22日閣議決定）においても、対応についてお示ししているところ。）

（3）教科書の調査研究の充実等について

（ア）教科書見本の十分な活用

- 公立学校において使用する教科書の採択権限は教育委員会が有しており、教育長及び委員の人数分の教科書見本が送付されることになっているが、教育長及び委員への教科書見本の提供状況に関する調査結果（別添資料参照）を見ると、必ずしも教科書見本が十分に活用されているとは言い難い。
- このため、教育長及び委員が十分な時間的余裕を持って教科書見本を閲覧し、その内容について適時吟味することができるような環境を整えることが必要であること。
- 教育長及び委員に適切に教科書見本が提供されないことはもちろん、教科書採択に係る会議における配布資料としてだけしか活用されないことも不十分であること。
- 教科書発行者の判断により、教科書見本が送付されない又は調査研究に足る十分な部数が送付されない場合には、その範囲内で調査研究を行うこととして差し支えないこと。

（イ）静ひつな調査研究の環境の確保

- 教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること。
例えば、教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めるなど、適切な審議環境の確保に努めること。
- 都道府県教育委員会は、外部からの働きかけについて域内における状況を適切に把握し、過大な宣伝活動その他外部からの不当な働きかけにより公正かつ適正な教科書採択に問題が生じていると考えられる場合には、各市町村教育委員会・学校等において適切な措置を講ずるよう指導するとともに、速やかに文部科学省に報告すること。
また、仮に、円滑な採択事務に支障を来すような事態が生じた場合や不当な働きかけがあった場合には、警察等の関係機関とも連携を図りながら、毅然とした対応を取ること。

(ウ) 調査研究の充実

- 教科書の調査研究については、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことのできる調査員等を選任し、教科等ごとに適切な数配置するなど体制の整備を図るとともに、調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努めること。

その際、より幅広い視点からの意見を反映させるために、保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実に努めること。

- 調査員等が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても、採択権者が十分な審議を行うことが必要であり、必ず首位の教科書を採択・選定、又は上位の教科書の中から採択・選定することとするなど、当該評定に拘束力があるかのような取扱いを行うことにより、採択権者の責任が不明確になることがないよう留意すること。

- 公立の高等学校並びに公立の中等教育学校及び併設型中学校において使用する教科書の採択に際して、各学校から希望を聴取する場合には、事前に各都道府県又は市町村の教育目標等を踏まえた教科書採択の基準となるべきものを各学校に示した上で、各学校の希望を聴取し、当該聴取結果を踏まえて、教育委員会において審査を行うことが適切であること。

(参考) 一般社団法人教科書協会が制定した教科書発行者行動規範は、以下の URL を参照のこと。

<https://www.textbook.or.jp/about-us/publicity-standard.html>

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03 (5253) 4111 内線 2576



5 文科初第 2 5 6 8 号
令和 6 年 3 月 2 9 日

各教科書発行者 殿

文部科学省初等中等教育局長
矢野 和彦
(公印省略)

教科書採択の公正確保について（通知）

我が国においては、民間の教科書発行者が教科書の制作に主たる役割を担っており、教科書の宣伝活動についても一義的にはその判断と責任に委ねられています。しかしながら、教科書が、全ての児童生徒が必ず使用するものであることに鑑みれば、その採択に高い公正性と透明性が求められることは言うまでもなく、教科書発行者においても、その意味を十分に認識し、教科書の制作に携わる者としての自覚と責任を持って自らの活動を律することが必要となります。

過去に教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる事態が発生し、これが二度と生じることのないよう、一般社団法人教科書協会において、新たな自主ルールとして「教科書発行者行動規範」が制定されました。

しかし、令和 4 年度、特定の教科書発行者が、採択期間中において、採択関係者に飲食を無償提供するなど、不当な利益供与を行っていた事実が確認されました。この結果、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせ、教科書に対する信頼を大きく揺るがす事態に至ったことについては極めて遺憾であります。

文部科学省としても今回の事案を重く受け止めており、令和 4 年度に、教科用図書検定規則に基づき、当該発行者に対して、令和 5 年度の中学校用教科書の 3 種目を検定審査不合格とする処分方針を通知いたしました。

教科書業界全体として、二度とこのような事態が生じることがないよう、教科書発行者における徹底した不断の取組が不可欠です。

このため、各教科書発行者において、同行動規範及びそれを具体化するための社内ルール（教科書協会に非加盟の教科書発行者においては同行動規範に準じて策定した社内ルール）に基づき、自らの活動に如何なる疑惑の目も向けられることのないよう、教科書の著作・編集から検定、採択、供給に至るあらゆる段階における教科書採択の公正確保に努めていただくことが強く求められます。

ついでには、宣伝活動等に関し、特に留意すべき事項について通知しますので、教科書の編著作者及び編集協力者並びに関連する教材の執筆者を含む全ての関係者への周知と併せて、これらに違反又は逸脱する行為を社内全体として防止するための措置、取組に万全を期していただくようお願いいたします。

記

(採択期間における教科書見本の取扱いについて)

- 多くの教科書発行者が、教科書見本の不適切な取扱いを行っていたことが明らかとなり、該当の教科書発行者に対して改善を求めたところであるが、該当の教科書発行者においては、引き続き、再発防止のための具体的な措置を確実に講ずること。
- 令和6年度においては、採択権者（公立学校（公立大学法人が設置する学校を除く。以下同じ。）において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長）による調査研究に支障が生じないように、教科書見本の送付先及び送付部数の上限について下記のとおりとする。

[小学校用教科書]

- ・ 令和6年度は、法令に基づいて、前年度と同一の教科書が採択されることとなることから、原則として教科書見本は送付できない。
- ・ ただし、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律施行規則（昭和39年文部省令第2号）第6条各号に掲げる場合には、採択権者からの個別の求めに応じ、下記「中学校用教科書」の取扱いに準じて教科書見本を送付することができる。

[中学校用教科書]

・ 都道府県教育委員会	:	15部
・ 指定都市教育委員会	:	17部
・ 中核市、特例市、特別区教育委員会	:	8部
・ その他の市町村教育委員会	:	5部
・ 採択地区（単独採択地区を含む。）	:	（構成市町村数＋3）部
・ 国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校	:	1部
・ 教科書センター	:	2部

(※) 原則として、新たに検定を経た教科書の見本に限り送付できるが、新たに検定を経た教科書の見本のほか、令和元年度の検定に合格した教科書の供給本（「中学校用教科書目録（令和7年度使用）」に記載されているものに限る）についても、教科書見本として送付することができる。

(※) 指定都市の区域内に設定された採択地区については、4部を上限とする。

(※) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条の規定により、教育長及び委員の数が5人を超える場合には、その超える数1人につき1部を上限として追加で送付することができる。

[高等学校用教科書]

◇ 令和5年度に検定を経た教科書の見本

- ・ 都道府県教育委員会 : 6 部
- ・ 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）を所管する市（特別区を含む。以下同じ。）町村教育委員会 : 原則 1 部
- ・ 高等学校に置かれる課程（全日制・定時制・通信制） : 原則 1 部
- ・ 教科書センター : 1 部

(※) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 3 条の規定により、教育長及び委員の数が 5 人を超える場合には、その超える数 1 人につき 1 部を上限として追加で送付することができる。

(※) このほか、採択権者から個別に求めがあった場合に、当該採択権者が教科書採択の権限を有する中等教育学校の前期課程及び併設型中学校の数を上限として、当該採択権者に送付することは差し支えない。

(※) 高等学校を所管する市町村教育委員会から個別に求めがあった場合には、教育長及び委員の数を上限として追加で送付することができる。

(※) 採択権者から個別に求めがあった場合に、当該採択権者が教科書採択の権限を有する高等学校の分校又は各学科(普通科・専門学科・総合学科)に 1 部を上限として送付することは差し支えない。ただし、専門学科については、高等学校設置基準(平成 16 年文部科学省令第 20 号)第 6 条第 2 項各号に規定する学科ごとに 1 部を上限とする。

◇ 令和4年度以前に検定を経た教科書の見本

- ・ 令和5年度以前に教科書見本を送付していない場合には、上記「令和5年度に検定を経た教科書の見本」の取扱いに準じて送付することができる。
- ・ 令和5年度以前に教科書見本を送付した場合にも、採択権者からの個別の求めに応じて、上記「令和5年度に検定を経た教科書の見本」の送付先に 1 部を上限として送付することは差し支えない。

【その他留意すべき事項】

- ・ 上記部数は、送付することができる教科書見本の上限であるが、採択事務に支障が生じないように、特に都道府県教育委員会及び実際に教科書の採択を行う採択権者に対しては、可能な限り漏れなく送付するよう配慮すること（ただし、職業に関する教科については、各 1 部を送付することとして差し支えない。）。

また、上述のように、公立学校において使用する教科書を採択する権限は、当該学校を所管する教育委員会が有しており、教科書採択に当たっての調査研究についてもその判断と責任において実施するものであることから、高等学校にのみ教科書見本を送付し、当該高等学校を所管する教育委員会に送付しないといった取扱いは厳に慎むこと。

- ・ 上記を除き、「採択関係者」（採択権者である教育委員会の関係者（国

立学校・私立学校においては学校長)のほか、教科用図書選定審議会若しくは採択地区協議会の委員又は調査員等として採択に至るまでの一連の手続に参与しうる者に加えて、実際にこれらの職に就いているか否かにかかわらず校長・教員等の全ての学校関係者を含む(常勤・非常勤は問わない。以下同じ。)への教科書見本の献本又は貸与は、名目の如何を問わず認められていないこと(採択関係者からの求めに応じた献本又は貸与も同様である。)

特に、令和4年度以前に検定を経た教科書の見本については、既に有償で販売されていることから、採択関係者への不当な利益供与との疑念を生じさせることのないよう、その取扱いにはくれぐれも注意すること。

- ・ 各学校への教科書見本の送付は、原則として、郵送等によるものとし、教科書発行者が持参する場合には、当該学校の了解を得た上で行うこと。
また、例年、教科書見本の管理が煩雑になるとの指摘もあることから、採択権者等への送付に当たっては、複数の種目の教科書見本をまとめて送付する、送付目録を添付する等の工夫を講ずるよう努めること。
- ・ 教科書見本については、制作し次第、速やかに送付し、4月末日(教科書センターには5月末日)までに送付が完了するよう努めること。
- ・ 教科書見本の送付先及び送付部数の管理を厳格に行い、文部科学省あるいは採択権者からの問合せに適切に対応できるようにすること。
また、教科書協会に加盟の教科書発行者にあっては、採択期間終了後に採択権者等に送付した教科書見本の総部数を教科書協会に報告すること。
- ・ 教科書の発行に関する臨時措置法施行規則(昭和23年文部省令第15号)第8条第2項の規定により、都道府県教育委員会(又は教科書センター)において保存されている教科書見本を教科書展示会に出品しようとするときは、同条第3項の規定により、その旨を文部科学省及び都道府県教育委員会に対して、5月末日までに通知すること。
- ・ 教科書見本と併せて、内容解説資料その他広く無償で配布する資料を採択権者等に送付することは差し支えないが、その場合には、教科書見本と紛れのないよう、外観により容易に見分けがつく装丁、梱包とすること。
- ・ 教科書見本の送付先や送付部数等に疑義がある場合には、必要に応じて教育委員会等に確認した上で送付すること。特に、採択権者からの個別の求めに応じて、高等学校の分校若しくは学科に教科書見本を送付する場合又は令和元年度以前に検定を経た教科書の見本を送付する場合等の具体的手続については、各教育委員会等が定めることとなるため注意すること。

(教科書の編著作者及び編集協力者並びに関連する教材の執筆者に関する情報の取扱いについて)

- 令和6年度に検定を経た教科書等の編著作者及び編集協力者に関しては、その氏名及び所属等に関する情報については、教科書協会や文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、同年度末を目途に送付することとしているため、これを取りまとめた上で、当該編著作者及び編集協力者の同意を得ること。
- 教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報についても、当該執筆者の同意を得た上で、教科書協会に加盟の教科書発行者にあ

っては教科書協会を通じて、各都道府県教育委員会に送付すること。

- そのほか、交通費・宿泊費、飲食費その他名目を問わず、採択関係者に係る何らかの費用を負担した場合には、その状況についても、採択権者からの問い合わせに対応することができるよう適切な情報管理を行うこと。

(検定申請本の取扱いについて)

- 令和6年度においては、高等学校用教科書について検定申請の受付が行われることとなるが、当該検定に係る検定申請本の取扱いについては、教科用図書検定規則実施細則（平成元年文部大臣裁定）の規定のほか、下記事項を遵守すること。
 - ・ 検定申請本及びその内容を、教科書採択を勧誘するための宣伝活動（実質的にこれと同視され得るものを含む。）には一切用いないこと。
 - ・ 検定申請本及びその内容については、教科書の編著者及び編集協力者のほか、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者並びに学習者用デジタル教科書の製作関係者に、その執筆に当たって必要な部分を提供する場合を除いては、採択関係者その他の第三者に対して提供又は開示を行わないこと。
 - ・ 教科書の編著者及び編集協力者、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者並びに学習者用デジタル教科書の製作関係者に検定申請本の内容の一部を提供するに当たっては、情報の取扱いに関する誓約書を取り交わすとともに、翌年度以降の教科書採択に当たって、当該者の氏名及び所属、提供した検定申請本の内容等に関する情報を都道府県教育委員会等に提供することができるよう適切な情報管理を行うこと。

(過大な宣伝活動等について)

- 採択権者による教科書採択の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、下記事項を遵守するなど、過大な宣伝活動等は厳に慎むこと。特に、採択期間における教科書発行者の活動は、その意図に関係なく、教科書採択の勧誘を目的としていると受け止められかねないことから、採択関係者に対する不公正な行為との疑念を生じさせることのないようくれぐれも注意すること。
 - ・ 採択関係者若しくは公職関係者又はこれらの職にあった者など採択関係者に影響力を及ぼし得る者（教科書発行者の社員である者を除く。）を教科書採択の勧誘を目的とした宣伝活動等に従事させないこと。
 - ・ 採択関係者の自宅訪問は一切行わないこと。
 - ・ 採択期間においては、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等（関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者の宣伝を目的としたもの又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれのあるものを含む。）を主催せず、他の主体が主催するこれらの会議の開催に原則として関与しないこと。また、教科書の編著者及び編集協力者、関連する教材の執筆者並びにその他教科書発行者と実質的な関係にある者に対しても、これらの取扱いについて周知することにより、教科書発行者によるこれらの会議の主催ないしは開催への関与が禁止されていることの趣旨を損なうことのないよう留意すること。

- ・ 採択期間終了後に教科書見本、教師用指導書その他の教材等を献本すること又は教科書等に関する説明会、講習会若しくは研修会等を開催することを約することを以て、教科書採択の勧誘を行わないこと。
- ・ 教科書や教師用指導書と類似若しくは同視し得る資料を作成し、又は自ら行くと第三者をしてであるとを問わず配布しないこと。
- ・ 学校又は児童生徒への教科書の供給過程において、教科書以外の資料を挿入・添付し、又は宣伝用の袋を使用するなどして教科書その他の教材等の宣伝活動を行わないこと。

(不当な利益供与の禁止について)

- 採択関係者に対して、教科書採択の勧誘を目的として又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれがある形での金銭その他の利益の供与又はその申出は、絶対に行わないこと。
この点、教科書発行者行動規範においては、不当な利益供与として禁止される行為の具体例が挙げられているとともに、教科書採択の公正性・透明性の確保の徹底を目的として、教科書、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材に関する意見聴取の対価の支払いが禁止されていることに留意すること。

(違反した場合の対応について)

- 本通知若しくは教科書発行者行動規範等に違反し、又は逸脱する行為が教科書発行者により行われていることが確認された場合には、教科書発行者名を含めて公表する場合もあること。
- また、事案の内容を踏まえ、法令上の要件に該当する場合は下記の措置を講ずる場合もあること。
 - ・ 検定、採択、発行に関し不公正な行為をした申請者による当該事案に係る種目の申請図書については、直近の年度の検定において内容審査に入ることなく検定審査不合格の決定を行うこととなること。
【教科用図書検定規則第7条第2項】
 - ・ 教科書の採択に関して教科書発行者その他の教科書の採択に直接の利害関係を有する者の不公正な行為があったと認められる場合、同一の教科書の採択期間中（4年間）であっても、当該不公正な行為に関する教科書と同一種目の教科書を採択替えすることができる。
【義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条第2項、同法施行規則第6条第2号】
 - ・ 教科書発行者やその代表者等が図書の発行に関し著しく不公正な行為をした場合については、既に行った教科書発行者の発行指定の取消しを行うこととなること
【義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第19条第1号】
- なお、教科書発行者の構成員が採択関係者に不当な利益を供与した場合、事案の内容によっては、刑法上の贈賄罪等の法的責任を負う可能性がある

こと。

(その他)

- 如何なる理由があろうとも、自ら行くと第三者をしてであるとを問わず、他の教科書発行者及びその発行する教科書の内容に関する誹謗中傷は、絶対に行わないこと。
- なお、万が一、自社においてそのような行為が行われていることを了知した場合には、速やかに当該行為を停止する等の措置を講ずるとともに、文部科学省に対してその旨を申し出ること。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03(5253)4111 内線 2576



5 初教科第34号
令和6年3月29日

各都道府県教育委員会
教科書関係事務主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局教科書課長
黄地吉 隆

(公印省略)

令和7年度使用教科書の採択事務処理について（通知）

教科書採択の公正確保については、「教科書採択における公正確保の徹底等について」（令和6年3月29日付け5文科初第2567号文部科学省初等中等教育局長通知）において通知したところですが、円滑な教科書の採択事務処理については、下記事項にも十分留意いただくようお願いします。

文部科学省では、各採択権者の採択事務処理の円滑化・効率化に資するように、採択事務処理等（需要数報告事務処理も含む）に係る必要な情報を取りまとめ、以下のポータルサイトを新設したことから積極的に活用されたい。

なお、本通知は、貴教育委員会の教育長及び教育委員、知事部局を含む関係部署のほか、域内の市（特別区を含む。以下同じ。）町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校に対しても周知いただくようお願いします。

【採択事務処理等ポータルサイト】

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/saitaku/1282214_00007.htm

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03(5253)4111 内線 2576

記

1. 各学校段階における令和6年度の教科書採択について

(1) 小学校用教科書の採択について

令和5年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。

ただし、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）第14条及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令40号。以下「無償措置法施行令」という。）第15条の規定に基づき、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和39年文部省令第2号。以下「無償措置法施行規則」という。）第6条各号に掲げる場合は、異なる教科書を採択することができること。

(2) 中学校用教科書の採択について

全ての教科書について、令和5年度に採択したものと異なる教科書を採択することができること。その際、「中学校用教科書目録（令和7年度使用）」に登載されているもののうちから採択すること。

(3) 特別支援学校の小・中学部用教科書の採択について

① 小学部

令和5年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。

ただし、以下の（5）のとおり、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科書の採択を行う場合は、異なる教科書を採択することができる。

② 中学部

全ての教科書について、令和5年度に採択したものと異なる教科書を採択することができること。その際、「特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和7年度使用）」に登載されている中学部用の教科書のうちから採択すること。

(4) 高等学校用教科書の採択について

現行の高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号。以下「平成30年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、「高等学校用教科書目録（令和7年度使用）」の第1部に登載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

従前の高等学校学習指導要領（平成21年文部省告示第34号。以下「平成21年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第2部に登載されている教科書のうちから採択すること。なお、「平成三十一年四月一日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件」（平成30年文部科学省告示第172号）に基づき、保健体育、芸術、福祉、体育、音楽及び美術については、その全部又は一部について、平成30年学習指導要

領の規定によることとすることができることとなっていることから、その場合は、これらの科目の教科書について、同目録の第1部に登載されている教科書のうちから採択することができること。

(5) 学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択について

① 特別支援学校の小・中学部及び特別支援学級並びに高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）においては、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条第1項の規定により、教科書目録に掲載されている教科書以外の教科用図書（以下「一般図書」という。）を採択することができること。その際、採択権者は教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること。

② 特別支援学校・学級用の一般図書の採択に際しては、まずは文部科学省著作教科書の使用の適否とともに、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書の採択の適否を十分考慮すること。その上で、これら以外の図書を採択することが適当である場合には、以下の（ア）から（オ）までの事項に、特に留意すること。

（ア）児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）の図書が適切であること。

（イ）可能な限り体系的に編集されており、教科の目標に沿う内容を持つ図書が適切であること（特定の題材又は一部の分野しか取り扱っていない参考書、図鑑類、問題集等の図書は適切ではない。）。

（ウ）上学年で使用する図書や、採択する他教科の図書との関連性も考慮すること。

（エ）価格については、前年度の実績を考慮するなどし、高額なものに偏ることのないようにすること。

（オ）別途送付している「令和6年度用一般図書契約予定一覧について」（令和6年2月13日付け事務連絡参照）を参考にしつつ、それ以外の図書も含めて最も適切なものを採択すること。

③ 分冊となっている一般図書や弱視児童生徒のための拡大教科書、点字教科書については、教科書と同様に分冊本を採択できるが、その供給については、教科書と同様の時期に一括して行われるものであること。

なお、拡大教科書及び点字教科書のうちボランティア団体が作成するものについて、全分冊の一括供給が困難である場合においては、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能であることが必要であること。

④ 特別支援学校・学級用一般図書を採択する場合には、採択権者において当該図書の種類、発行部数及び発行者の所在地等について把握するだけでなく、教科書として供給可能であるか、発行者が国との契約意向があるかについて、該当発行者に十分に確認した上で採択を行う必要があること。

なお、令和7年度用特別支援学校・学級用一般図書の需要数を取りま

とめた後、改めて文部科学省から当該発行者に対し、供給が可能かどうか確認することになるため、その結果、絶版や在庫不足等の理由により、発行者が供給に応じられない場合もあることに留意すること。

2. 採択に当たっての留意事項について

(1) 教科書の採択期限について

義務教育諸学校において使用する教科書の採択については、無償措置法施行令第14条第1項の規定により、当該教科書が使用される年度の前年度の8月31日までに行わなければならないとされていること。

高等学校等において使用する教科書については、法令上、採択期限は定められていないが、都道府県教育委員会から文部科学省に9月16日までに教科書需要数の報告をしなければならないとされていることを踏まえ、都道府県教育委員会において適切にスケジュール管理を行うこと。

(2) 同一の教科書の採択期間について

義務教育諸学校において使用する教科書については、無償措置法施行令第15条第1項の規定により、基本的に同一の教科書を4年間採択しなければならないとされていること。

その特例として、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合には、上記にかかわらず異なる教科書を採択することができることとされていること。またその際には、教科書発行者に対して、調査研究等に必要な部数の教科書見本の送付を求めても差し支えない。

(3) 採択する際の検討の在り方について

① 学習者用デジタル教科書の考慮について

- 教科書採択は紙の教科書を決定する行為であり、調査・検討の対象は紙の教科書であることが基本であること。
- 一方で、令和6年度以降、英語の学習者用デジタル教科書（以下「デジタル教科書」という。）を紙の教科書と併せて提供する予定であり、令和6年度の中学校英語の教科書採択については、中学校英語のデジタル教科書を調査し、考慮の一事項とすることができること。

② ユニバーサルデザインに関する配慮について

- 障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものであることが重要であることから、各教科書発行者において、教科書のユニバーサルデザイン化に向けた取組が進められているところである。
- 各採択権者においても、教科書の採択に係る調査研究に当たっては、教科書が障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについても比較検討すること

が望ましいこと。

(教科書発行者による取組の例)

- ユニバーサルデザインフォントに関する取組
 - ・ルビのフォントを大きくしたり、ゴシックにしたりする。
 - ・本文、グラフの線や数字に太いフォントを使用する。
- カラーユニバーサルデザインに関する取組
 - ・色覚の特性に配慮した見やすい色を使用する。
 - ・色だけで情報を伝えないよう、グラフ等で線の種類を変えたり、模様を付けたりする。
- レイアウトに関する取組
 - ・重要な部分を囲むことにより明確に視覚化する。
 - ・写真を重ねる際は境目をわかりやすくする。

(4) 教科書採択に関する情報の公表について

教科書採択に係る資料の公表状況に関する調査結果（令和6年3月29日付け5文科初第2567号文部科学省初等中等教育局長通知別添資料参照）を見ると、採択基準、採択結果や採択理由等について十分に公表されているとは言い難い。

教科書採択の結果及びその理由等の公表に関し、義務教育諸学校については、無償措置法第15条の規定により、採択権者である教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校の学校長に努力義務が課されているところであり、採択権者においては、より一層、採択結果及びその理由をはじめとする教科書採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが求められること。

また、既に公表を行っている採択権者においても、保護者や地域住民等が容易にその情報を得ることができるよう、公表の時期・方法等について不断の改善を図ること。

なお、共同採択地区においては、採択地区協議会の事務局が公表する部分もあると考えられるが、その場合であっても、共同採択地区を構成する各教育委員会として、ホームページに当該公表情報へのリンクを貼る等、主体的に公表に取り組むこと。

また、高等学校等において使用する教科書についても、義務教育諸学校において使用する教科書に準じてその採択結果及びその理由等の公表に努めるなどにより、採択権者である教育委員会や学校長は、説明責任を果たすことが求められること。

(5) その他

令和6年度においては、高等学校用教科書について検定申請の受付が行われることとなるため、申請受理種目及び期間を確認の上、採択関係者と

教科書発行者との関係に特に留意すること。

【参考】教科書検定の申請受付

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/kentei/shinsei.htm

3. 教科書見本等について

(1) 教科書見本の送付について

教科書見本の送付先と送付部数の上限は「教科書採択の公正確保について」（令和6年3月29日付け5文科初第2568号文部科学省初等中等教育局長通知）において教科書発行者に対して指導がなされているので参照すること。

また、同通知において、教科書発行者に対しては、令和5年度検定において合格した教科書について、採択事務に支障のないよう教科書見本を制作し次第、4月末日（教科書センターについては5月末日）までに送付するよう求めていること。

(2) 高等学校用教科書見本の取扱いについて

高等学校用教科書見本については、各高等学校にも送付できるとしているが、翌年度以降の採択替えの際の調査研究に支障が生じないように、各学校において教科書見本の適切な保管・管理を行うよう努めること。（各高等学校で採択された教科書見本を教育委員会等に提出を求める際も、教育委員会は手続き終了後に各高等学校へ教科書見本を返却し保管するよう指導すること）

(3) デジタル教科書の見本について

中学校英語においては、デジタル教科書を採択時の考慮の一事項とすることができることから、来年度の5月上旬頃、デジタル教科書の一部を見本として文部科学省から提供予定であること。その際の留意事項については、別途通知することとなる。

(4) 編修趣意書について

文部科学省では、教科書の編集の趣旨や基本方針についてまとめられた「編修趣意書」を取りまとめた上で以下のURLに掲載しているため、採択事務処理を行う際には参考にすることができること。

加えて、各採択権者にその旨を周知すること（令和6年度は4月下旬頃に更新予定）。

URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/tenji/1364484.htm

4. 教科書展示会及び教科書センターについて

(1) 教科書展示会の意義について

教科書展示会は、教育関係者の教科書研究の便宜を図り、一般公開を通

じて地域住民等の多くの方々に教科書に触れていただくための取組であり、教科書展示会の開催に係る経費は、地方交付税で措置されていること。

各都道府県教育委員会は、教科書展示会の開催時期・場所等について、教育関係者はもとより、保護者等広く一般にも積極的に周知を図ること。

なお、文部科学省ホームページ（※）においても、各都道府県教育委員会が毎年開催する教科書展示会についての情報を公開することとしていること。

（※）文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/tenji/1359114.htm

（２）令和６年度法定展示会の開始の時期及び期間について

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 5 条の規定に基づく教科書展示会は、6 月 14 日から 7 月 31 日までの間で都道府県教育委員会において定める任意の連続した 14 日間（法定展示期間）開催すること（令和 6 年文部科学省告示第 3 1 号）。

（３）出品教科書に関する留意点について

教科書見本が送付されない場合を除いて、教科書展示会の出品教科書については、その取扱い上の差別をしてはならないこと。

また、出品された教科書見本については、教科書の発行に関する臨時措置法施行規則第 9 条により、展示後 1 年間保存することとされていることに留意すること（翌年度使用教科書のみ）。

学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書については、これを展示することができるが、その際、これらの図書の見本は、基本的には都道府県教育委員会が購入することが適切であること。

（４）その他教科書展示会について

法定展示期間（上記（２）に記載の 14 日間）に加えて、法定展示期間外であっても、教科書展示会を開催することは可能であり、法定展示期間の前後にも展示を行ったり、移動展示会や図書館や公民館等における展示を行ったりするなど、広く地域住民の方々が展示会に参加できるよう工夫すること。

また、拡大教科書及び点字教科書や、学習障害やその他発達障害等により、教科書に一般的に使用されている文字等を認識することが困難な児童生徒向けに作成されている音声教材についても、教科書展示会等の機会を活用し、普及促進を図っていくことが望ましいこと。その際、平成 27 年 3 月に全国の教科書センターに配布したサンプル集や、平成 29 年 1 月に全国の都道府県教育委員会及び市町村教育委員会に配布したサンプル集を活用することも考えられること。

（５）教科書センターについて

教科書センターは、教科書を常時展示し、教科書の調査研究の便宜を図るとともに、保護者や地域住民等も利用することを目的として設けられた施設であること。

教科書センターの新設、移転（住所表示の変更を含む。）、名称変更、

廃止の場合又は既設の教科書センターにおいて展示する教科書の種類（小・中・高・特別支援学校）の変更があった場合には、その旨を文部科学省初等中等教育局教科書課に報告すること。

その際、報告の様式は任意であるが、教科書センターの名称、住所、設置場所、電話番号、展示教科書の種類について、変更前と変更後のものが分かる形で示すとともに、変更後の都道府県内の教科書センターの一覧表及び変更についての簡単な理由を付記すること。

5. 需要数報告について

(1) 需要数報告の期限について

需要数の報告は、文部科学大臣が教科書発行者に対して行う発行指示の基礎となる数を把握するためのものであり、都道府県教育委員会においては、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校分も含めて需要数の把握を適切に実施し、報告後に生じたやむを得ない事情による場合を除き、可能な限り正確な需要数を把握するものとする。

都道府県教育委員会においては、市町村教育委員会等からの需要数の報告について、適切なスケジュール管理を行い、各都道府県教育委員会から文部科学大臣への需要数報告期限（9月16日）を遵守すること。その際、都道府県教育委員会が市町村教育委員会に対して設定する締切りについては、採択・需要数報告に係る事務の調査・作業時間の確保に配慮したものとする。なお、本要請は「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定）を踏まえたものであることを申し添える。

(2) 需要数報告の変更について

需要数報告後の大幅な需要数変更は、教科書の発行及び供給に混乱を生じさせることにもつながりかねないので、学校や学科の新設・廃止等、新たに採択する必要がある場合によるほかは、極力変更がないよう、正確な需要数の把握に努めること。

なお、やむを得ない事情により需要数を変更する場合には、採択権者は都道府県教育委員会及び教科書取扱書店に、都道府県教育委員会は文部科学大臣に報告するとともに、教科書・一般書籍供給会社に連絡すること。また、この需要数報告の変更及び連絡は、教科書の製造・供給に支障が生じないように、遅くとも教科書を使用することとなる年度の前年度の12月末までに行うよう努めると共に、万一、1月末以降に需要数の変更が生じた場合には、可及的速やかに教科書取扱書店及び教科書・一般書籍供給会社等へ連絡を行うとともに、文部科学省にその旨報告し対応を相談すること。

(3) 一般図書及び教科用特定図書等の需要数報告について

特別支援学級・学校用一般図書及び教科用特定図書等（拡大教科書・点字教科書）の需要数報告については、別途送付する通知を参照すること。

なお、音声教材については、必要とする児童生徒への円滑な提供のため、障害のある児童生徒が使用する音声教材の需要数を把握するための調査を実施予定である。教科書関係事務主管課のみではなく、特別支援教育関係

事務主管課とも連携を図り、音声教材の需要を適切に把握し、普及推進に積極的に取り組むこと。

(4) 高等学校使用教科書の需要数報告について

高等学校においては、平成30年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書（教科書目録第1部掲載）と、平成21年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書（同第2部掲載）は異なるため、需要数報告に当たっては混同することのないよう十分注意すること。

なお、第1学年の需要数の把握に当たっては、過去数年間の入学者数の実績を考慮する等により正確な数の把握に努め、過大な報告とならないよう特に留意すること。

6. 義務教育諸学校用教科書の採択地区の設定又は変更について

採択地区がより適切なものとなるよう、採択地区の設定又は変更に当たっては、各市町村教育委員会の意向等を踏まえるとともに、随時その状況を把握すること。

採択地区を設定し、又は変更したときは、無償措置法第12条第3項の規定に基づいて告示を行い、関係者に周知するとともに、文部科学大臣にその旨を速やかに報告すること。その際、以下の資料を添付すること。

- ① 採択地区変更に係る告示の写し
- ② 採択地区の区域及び名称を明示した地図（構成市町村の境界を点線で示すこと）
- ③ 採択地区変更に係る理由書
- ④ 変更前及び変更後の採択地区の名称及び構成市町村名等を対照する書類

7. 今後の検定・採択のスケジュール等について

令和6年度以降の採択事務処理の準備に当たっては、今後の検定・採択のスケジュールについて、別記の表を参照すること。

また、文部科学省では、教科書に関する法令等について、最新の法改正等を反映させた教科書関係法令集（令和5年4月時点）を取りまとめ、以下の文部科学省ホームページに掲載したので適宜参考にされたい。

【教科書関係法令集（令和5年4月）】

URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/mext_00002.htm

以上

【別記】 検定・採択の周期

年度（西暦）		H30	H31/R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
学校種別等区分		(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	
小 学 校	検 定	◎				◎				◎	
	採 択	△	△				△				
	使用開始	●	○	○				○			
中 学 校	検 定	◎	◎				◎				
	採 択	▲	△	△				△			
	使用開始		●	○	○				○		
高 等 学 校	主として 低学年用	検 定		◎	◎				◎		
		採 択			△	△				△	
		使用開始				○	○				○
	主として 中学年用	検 定			◎	◎				◎	
		採 択				△	△				△
		使用開始	○				○	○			
	主として 高学年用	検 定				◎	◎				◎
		採 択	△				△	△			
		使用開始		○				○	○		

◎：検定年度

△：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと、高校は毎年度採択替え）

▲：直近の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度

●：「特別の教科 道徳」の使用開始年度

※ 小学校には義務教育学校の前期課程を、中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を、高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。

※ 小学校における平成30年度、中学校における平成31年度／令和元年度においては、「特別の教科 道徳」を除く各教科の教科書について採択が行われた。

※ 太線以降は、学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。